# 河合町議会会議録

令和3年 3月4日 開会

河合町議会

# 令和3年第1回(3月)河合町議会定例会会議録目次

# 第 2 号 (3月4日)

○議事日	程…	• • • • • •		 		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 •••••	 	· 1
○本日の	会議	髪に付	した事件…	 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 	 	• 1
○出席譲	美員…	• • • • • •		 			 	 	· 1
○欠席諱	轰員…	• • • • • •		 			 	 	. 1
○出席診	的明員	<b>∮</b> ·····		 			 	 	· 1
○議会事	事務局	品出席	者	 		•••••	 	 	. 2
○開議の	宣告	÷·····		 			 	 	. 3
○一般貿	[問…			 		•••••	 	 	. 3
梅	野	美智	代	 		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 •••••	 	. 3
西	村		潔	 		•••••	 	 	·14
坂	本	博	道	 		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 •••••	 	.29
馬	場	千惠	(子	 			 	 	.49
佐	藤	利	治	 			 	 	·61
○散会 <i>の</i>	宣告	<del></del>		 		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 	 	.71
○睪名諱	&昌			 			 	 	.73

令和3年3月4日(木曜日)

(第2号)

# 令和3年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

## 議 事 日 程(第2号)

令和3年3月4日(木)午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

\_\_\_\_

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

\_\_\_\_\_

## 出席議員(13名)

1番 森 光 祐 介 2番 常 盤 繁 範

3番 梅野美智代 4番 佐藤利治

5番 中山義英 6番 坂本博道

7番 長谷川 伸 一 8番 杦 本 光 清

9番 大 西 孝 幸 10番 馬 場 千惠子

11番 岡 田 康 則 12番 西 村 潔

13番 谷本昌弘

## 欠席議員(なし)

広報広聴課長

\_\_\_\_\_

#### 地方自治法第121条の規定により出席した者

桐 原 真以子

町 長 清 原 和 人 副町長 田中敏彦 教 育 長 総務部参事 横山泰典 竹 林 信 也 企 画 部 長 福井敏夫 総務部長 澤井昭仁 福祉部長 浮島龍幸 住民生活部長 門口光男 まちづくり 教育部長 堀 内 伸 浩 上村欣也 推進部長 企画部次長 総務部次長 嶋 雅也 上村卓也 森 まちづくり推進部次長 福祉部次長 中野雅史 福进照弘

安心安全

吉川浩行

 総務課長
 小野雄一郎
 税務課長
 新井俊洋

 社会福祉課長
 浦 達 三
 高齢福祉課長
 古谷真孝

 子育て支援課長
 小山寿子
 環境衛生課長
 松村豊範

 教育総務課長
 中尾勝人

\_\_\_\_\_\_

# 会議に従事した事務局職員

局 長 佐藤桂三 局長補佐 髙根亜紀

#### 開議 午前10時00分

#### ◎開議の宣告

**〇議長(杦本光清)** おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和3年第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

# ◎一般質問

○議長(杦本光清) 本日の日程は一般質問です。

本日は、受付番号1番から5番までの質問です。

それでは、受付順に質問を許します。

なお、質疑の際はマスクを外させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 また、飛沫感染防止のため、理事者の答弁及び議会議員の再質問以降は、着席にて行わせ ていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

# ◇ 梅 野 美智代

- ○議長(杦本光清) 1番目に、梅野美智代議員、登壇の上、質問願います。
- 〇3番(梅野美智代) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 梅野議員。

(3番 梅野美智代 登壇)

○3番(梅野美智代) 皆さん、おはようございます。

議席番号3番、梅野美智代です。通告書に基づき、一般質問をいたします。

私からは3点あります。

まず、1点目は、児童の安全確保と犯罪被害の防止についてです。

全国で子供の登下校を狙った事件は後を絶たず、凄惨な事件が起こるたびに、通学路の安

全対策を強化する必要性が指摘されてきました。子供の安全を守ろうと、地域ボランティアによる見守り活動も行われていますが、高齢化により、各地では成り手不足が深刻化しています。これから先、子供を見守る目をどう維持するのかを考えていく必要があると思います。 警視庁によると、13歳未満の登下校などに犯罪に巻き込まれるケースは、ここ数年、ほぼ横ばいで推移し、平成30年は全国で573件、いずれも午後3時から午後6時の下校時に発生が集中しているといいます。

従来の見守り活動に限界が生じ、地域の目が減少している、平成30年5月に新潟県で下校中の小学2年生の女児が殺害された事件を受け、政府が同6月に策定した登下校防犯プランでは、こう警笛を鳴らし、地域ぐるみで通学路の危険箇所を把握、防犯対策を強化するよう要請しました。

ただ、全国の地域ボランティアのほとんどが高齢者で、関係者は、世代交代が進んでいないと危機感を示しています。共働き家庭も増えており、通学路の安全を見守る体制は手薄になりつつある。こうした中、従来の人の目による警戒以外に、ICTを活用した見守りシステムを導入する自治体が増え始めています。

例えば、児童に衛星利用測位システム、GPS機能を搭載した端末を持たせ、児童の居場所や移動経路を保護者が無料通信アプリLINEで確認できるシステムの運用も、今後考える必要があると思われます。集団下校をしても自宅まで1人になる区間がある、地域ボランティアだけではカバーできない部分もある、ICTが目となって補うことができると期待する。

自治体に見守りシステムを提供しているミマモルメによると、これまで全国31都道府県の約1,500校から申込みがあった、ICTを活用した見守りの関心は高まっており、年200校のペースで増えています。NPO法人日本こどもの安全教育総合研究所の理事長は、人の目が行き届かない時間帯や場所にICTを活用し、見守りに生かすメリットは大きいと指定しています。その上で、地域に住む人だからこそ気づく異変もあるので、機械に頼らず、合わせ技で活用することが重要だと思います。

そこで、質問です。

- 1、河合町では現在、GPS機能のない見守りサービスを導入されていますが、どのくらいの割合で利用されていますか。
  - 2、費用はどのようにされていますか。
  - 3、犯罪抑止効果のためにも、小中学校の通学路を中心に防犯カメラの設置促進を図るべ

きではないかと考えますが、どのようにお考えですか。

- 2点目の質問に移ります。
- GIGAスクール構想のその後についてです。
- GIGAスクール構想とは、これからの時代に向けた教育環境の整備や最適な教育を実現させるための構想で、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを目的としています。

コロナ禍において、学校は臨時休校を強いられることとなり、早急な整備が求められてきました。昨年6月に一般質問した際、河合町においても今年度中には整備されるとの答弁をいただいておりましたが、その後、どのように進んでいるのでしょうか。

1、1人1台の端末の配付はもうお済みですか。今後の計画について教えてください。

また、タブレットの導入に当たり、重要視されているのが情報モラル教育です。2020年に 改訂された新学習指導要領にあるように、現在、情報モラル教育の指導は必須となっていま す。これまでもご指導いただいていると思いますが、今回のタブレットの導入に際し、さら なる指導及び啓発が必要になると考えます。

児童には、相手の顔が見えない中での言葉の重みや著作権について、しっかりと考え、他者への共感や思いやりの心を持って活用していくことが大切になってくると思います。また、今後、自宅へ持ち帰らせることを考え、児童だけでなく保護者への教育、周知、啓発も必要になってくると思います。そのために、保護者自身が情報モラル教育について学ぶ機会を設けたり、家庭での使い方について話す機会を持ってもらう必要があると思います。

- 2、導入に当たり、児童生徒や保護者への情報モラル教育の推進についてどのようにお考 えですか、お聞かせください。
  - 3点目は、障害をお持ちの方の情報獲得手段についてです。

2013年に障害者差別解消法が制定され、2014年に障害者権利条約が批准され、障害者の権利を守る国内法が進んでいます。障害者基本法で手話が言語と位置づけされ、河合町でも昨年10月から手話言語条例が施行されました。

- 1、この施行より半年になろうとしていますが、その後、どのような取組をされていますか。
- 2、また、聴覚以外の障害、例えば視覚障害等のほかの障害をお持ちの方についての広報 等、情報伝達はどのようにされていますか。
  - 3、災害時の情報伝達手段はどのようにされていますか。

以上、登下校の防犯について3点、GIGAスクール構想について2点、障害者の情報伝達手段について3点、質問させていただきます。

なお、再質問につきましては自席にて行います。

- 〇教育総務課長(中尾勝人) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 中尾教育総務課長。
- ○教育総務課長(中尾勝人) 私のほうから、ミマモルメ、またGIGAスクール構想についての答弁をさせていただきます。

まず初めに、見守りサービスを導入している割合についてでございます。

平成31年度より、児童の登下校時の安心・安全を目的に、見守りサービスとして、株式会社ミマモルメと協定を締結しています。利用方法といたしましては、ICタグをランドセルに入れ、登下校時に校門を通過すると保護者にメールが配信されます。利用割合につきましては、第一小学校が4%、第二小学校が18%でございます。導入時に比べて利用割合が低下していますので、加入や継続を呼びかけていきたいと考えております。

次に、費用でございます。

校門に設置している受信アンテナや埋設配線等につきましては業者の負担となります。初期登録費2,620円とICタグのレンタル料として月額380円は保護者負担となります。また、GPS機能がついているICタグのリースにつきましては、別途600円の保護者負担が必要となります。町も協力しながら、年度初めにキャンペーンやチラシを配布しており、キャンペーン期間中であれば、初期登録料は無料となります。

次に、GIGAスクールについてでございます。

コロナ禍により、全児童生徒に1人1台端末の導入が実現となりました。現在、校内LANの整備に伴い、各教室に充電保管庫(キャビネット)を導入しているところにより、タブレット端末1,088台を設置しているところでございます。家庭学習を視野に入れ、ICT支援員の配置を行い、使用方法の指導、マニュアルを作成し、子供たち一人一人に個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現を目指します。

次に、情報モラル教育についてですが、既に各学校で、総合学習や道徳科の時間により実施をしております。ネット依存やネット被害、SNS等のトラブルなど、インターネットを利用したトラブルや被害を防ぐため、発達段階に応じた継続的な指導を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- **〇安心安全推進課長(吉川浩行)** 私からは、通学路を中心とした防犯カメラの設置促進についてお答えさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、近鉄3駅や公共施設等に設置しております。また、昨年、自治会活動の一環としまして、4地区で通学路等に設置され、その際に、町、警察と大字・自治会とも協議をしております。

防犯カメラにつきましては、自主防犯活動や犯罪検挙を補完するもので、一定の犯罪抑止効果が期待できます。しかしながら、犯罪そのものを防ぐことはできない、また、個人のプライバシー保護の問題が懸念されます。そういったことも踏まえまして、防犯カメラに過度に期待するのではなく、これまで同様、朝夕の挨拶などの活動を推進し、地域住民の絆を深め、自主的な子供の見守り活動を支援してまいります。

次に、3つ目の障害者の情報獲得手段についての災害時情報伝達手段についてお答えさせていただきます。

情報伝達手段としましては、屋外行政無線、登録メール、登録電話、ファクス、ホームページ、フェイスブック、LINE等で発信しております。情報連絡ツールの利用できない聴覚に障害のある方の世帯には、文字表示板付の戸別受信機をお渡しし、対応しております。

しかしながら、それだけでは、なかなか避難されないという現実もあります。最後は、やはりマンパワーによるところが大きいと考えています。各地域の役員、防災士、消防団などとの連携を強化するとともに、避難行動要支援者として登録されているかどうかの確認、そして個別支援計画の策定、避難支援者の確保など、今後進めていく必要があると認識しています。

以上です。

- 〇社会福祉課長(浦 達三) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 浦社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(浦 達三) 私のほうからですね、3番目の障害者の情報獲得手段について、 手話言語条例制定からその後の取組についてということと、視覚障害者等のその他の障害者 について、広報等、情報伝達はどうしていますかとの質問について、この2点についてお答 えさせていただきます。

まず、1点目の条例制定後、どのようなことを実践してきたのかとのご質問ですが、手話

言語条例ができたことを広く住民に知っていただくために、まず、啓発用のパンフレットを作成させていただきました。作成の予算はありませんでしたので、職員のほうで作成させていただきました。また、昨年12月に実施した障害者週間には、庁舎ロビーに展示ブースを設置し、手話のパンフレットを配布したり、その他の障害のことも知っていただけるよう、啓発ポスターを作成しました。同時期に、図書館にも啓発ブースを設け、障害への理解をPRしました。

また、小中学校の生徒の皆さんにも手話を覚えてもらうきっかけをつくろうと、広報広聴課、各小中学校にも協力していただきまして、今年の1月から毎月月替わりの手話のポスターを配布し、校内に掲示していただいております。3月からは、こども園にも掲示させていただいております。また、町内の各事業所や病院等にも手話のパンフレットを配布し、聾者、難聴者の立場の理解や施設利用時の配慮をお願いさせていただきました。

2月からは、広報紙を通じて「手話の部屋」を掲載しております。毎月広報することで、 広く住民の皆様に興味を持っていただけますし、また、職員を使って広報することで、職員 自身にも手話を覚えるきっかけをつくっております。

続きまして、2点目の視覚障害者等その他の障害者についての広報、情報伝達についてなんですが、障害者の方の情報伝達ですが、視覚障害の方は、全く見えない方(全盲)、見えないけれども光を感じられる方(光覚)、眼鏡などで矯正しても視力が弱い方(弱視)、見える範囲が狭い方(視野狭窄)、色の見え方が異なる人(色覚異常)など様々でございます。目からの情報獲得に困難があるため、音声情報や色覚情報などで伝える必要があります。

全盲の方につきましては、音声や点字など、主に聴覚や触覚により情報を得ているので、 その人に応じた方法で情報を提供する必要がございます。また、弱視や色覚異常の人には、 文字を大きくしたり、色の対比を明確にしたりして伝えることが必要です。

点字は、重要な情報伝達の手段ですが、中途失明者を中心に、点字の読み書きができない 人も多くいますので、音声や電子データなど、点字以外でも情報を提供する必要があります。 支援者による代読で情報を得られる方もいらっしゃいます。最近では、パソコンやスマート フォンの音声読み上げ機能を利用して情報を得る人もいらっしゃいます。

また、情報獲得手段として必要な方には、障害サービスの日常生活用具の制度を利用し、 拡大鏡や音声変換装置等を使っていただくことで対応しております。その他の障害の方でも、 それぞれの障害の特性に配慮しながら、丁寧に対応し、情報提供に努めてまいります。

以上です。

- 〇3番(梅野美智代) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 梅野議員。
- ○3番(梅野美智代) 1点目の通学路の防犯について、再質問させていただきます。 先ほどお答えいただいた利用者の割合について、低いと考えますが、保護者負担がなければ利用したいとの声があります。どのようにお考えですか。
- 〇教育総務課長(中尾勝人) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 中尾教育総務課長。
- ○教育総務課長(中尾勝人) 利用者の割合が低いということについてですが、登下校メールサービスを実施するに当たり、導入時にお試し期間を設けました。お試し期間のときには、一小が15%、二小が30%ありました。業者とも、これぐらいの利用者であれば、工事費については無料でできるということで判断をしていただきまして、設置させていただいたところでございます。

業者につきましては、安定的な加入者を求められておりますので、町といたしましても、 子供たちの安心・安全のために、保護者が必要だと感じられるような形で進めていきたいと いうふうに考えております。

以上でございます。

- ○3番(梅野美智代) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 梅野議員。
- **〇3番(梅野美智代)** GPS機能の導入については、どのようにお考えですか。
- 〇教育総務課長(中尾勝人) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 中尾教育総務課長。
- ○教育総務課長(中尾勝人) GPS機能につきましては、こちらも登下校メールサービスを 利用されている方が加入できるサービスということになっております。現在、1人も加入さ れている方はおられません。

また、この2月から新しいサービスができまして、アプリをダウンロードして、何度か同じ通学路、何度も同じような通学路を通っていることを覚える機能ができます。費用もかかりますが、できます。当然、ルートが変わる、また違うところに行くと保護者にメールが届くというふうな、新しいサービスも導入されると聞いておりますので、金額的には必要となりますが、安全・安心なサービスを提供できるように、業者と今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○3番(梅野美智代) はい。
- 〇議長(杦本光清) 梅野議員。
- ○3番(梅野美智代) それでは、今回配付するタブレットにGPS機能を内蔵させることはできないのでしょうか。
- 〇教育総務課長(中尾勝人) はい。
- 〇議長(杦本光清) 中尾教育総務課長。
- ○教育総務課長(中尾勝人) 今回の導入のタブレット端末につきましては、LTEモデルではなくWi-Fiモデルのため、ネット環境が整っている場所での利用となります。端末に内蔵される仕組みについては、今ございません。また、将来的には、タブレット端末を利用しながら、こういったサービスもできる場合も検討しながら、また保護者の意見、先生方の意見を聞き、集約しながら、慎重に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇3番(梅野美智代) はい。
- 〇議長(杦本光清) 梅野議員。
- ○3番(梅野美智代) ありがとうございます。

それでは、防犯カメラの設置につきましては、今後も町と警察、大字・自治会との協議を お願いしたいと思います。

2つ目のGIGAスクール構想についてですが、今やインターネットで調べると、膨大な情報が手に入ります。その中には、児童生徒の目には触れさせるべきではないものも多くあります。そのような有害情報対策はどのように行われますか。フィルタリングはかけられる予定ですか。

- 〇教育総務課長(中尾勝人) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 中尾教育総務課長。
- ○教育総務課長(中尾勝人) 現在購入させていただいて、設置のほうをさせていただいております端末につきましては、購入時の初期設定として、奈良県内、奈良モデルというんですけれども、奈良県内で標準仕様として設定されている端末を使用します。授業支援用ソフトとして機能を使って、フィルタリングのほうをかけております。

有害情報等、そちらの対策につきましては、フィルタリングによりSNS、こちらにつきましては、使用できないような設定をしております。また、学習で使用するユーチューブに

つきましては、見られるような設定をしております。実際運用した結果、規制をしなければ ならない場合につきましては、しっかり教育委員会が先生と協議しながら、フィルタリング のほうをしっかりとかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇3番(梅野美智代) はい。
- 〇議長(杦本光清) 梅野議員。
- ○3番(梅野美智代) タブレットは、学習ツールとしてはすばらしいものであり、特別な支援を要する子供たちにとっても有効であると言われています。その一方で、使い方を間違えると、いじめの原因にもなり得ます。そういったものを学校、町が与えているという意識をしっかり持った上で、導入を進めていってほしいと思います。

3つ目、障害者の情報伝達手段についてですが、日頃から、様々な障害種別に応じた対応 を工夫して行ってくださっていることは分かりました。では、広報紙では、そういった方々 に何か工夫されていることはありますか。また、今後の予定はありますか。

- 〇広報広聴課長(桐原真以子) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 桐原広報広聴課長。
- ○広報広聴課長(桐原真以子) 広報紙などについてはどうかということですが、先ほどの社会福祉課等での様々なサービスをベースとして、平成23年度にホームページを構築いたしました。アクセシビリティーに配慮した設定としております。特殊文字などは使用できないようにしており、読み上げ機能のあるデバイスを利用なさる方にも優しい構成となっています。また、広報紙についても、ホームページ掲載用のPDFなどは、文字をアウトライン化や埋め込みとせず、読み上げに対応できるような変換でもって掲載しております。

また、主に視覚障害の方を対象にご質問いただいているかと思いますけれども、先ほど発言もありましたように、先天性で視覚障害をお持ちの方のほうは、点字対応も可能かとは思うんですけれども、途中で視力を失った方、不自由になられた方など全般への対応としては、スマホやタブレットが主流となっている現在、読み上げ機能に対応することが重要と考えています。

また、今後、SNSでの発信や自動連係も含めた情報発信・更新を予定しております。 以上です。

- 〇3番(梅野美智代) はい。
- 〇議長(杦本光清) 梅野議員。

○3番(梅野美智代) ホームページでの読み取り機能については分かりましたが、全てのパソコンが対応しているわけではありませんので、そこで、音読ボランティアの皆さんに協力していただき、広報を読み上げたものをCDに録音したり、声の広報としてホームページで聴くことができるようにしたり、役場や図書館でCDを貸出ししたりするというのはいかがでしょうか。県の広報紙では、既に録音されたCDが各市町村に送られてきて、河合町でも図書館に置いてあります。最近は、声の広報を行っている市町村も増えてきています。

先日の町長の施政方針にもありましたが、行政と住民をつなぐツールとして、昨年4月に 広報広聴課も新設されました。全ての住民に対して、必要とされる情報を分かりやすく伝え、 平等かつ適切にコミュニケーションを行うことは行政の基本で、また、障害のある人への配 慮や高齢者、外国人などの情報弱者となりやすい人への配慮は、行政サービスの向上にもつ ながると考えます。

伝えたい情報が届かないことのないようにも、誰もがバリアを感じられずに情報を得られる工夫をしていただき、このようなことにもぜひチャレンジしてもらえたらと期待しますが、いかがでしょうか。

- 〇広報広聴課長(桐原真以子) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 桐原広報広聴課長。
- 〇広報広聴課長(桐原真以子) はい、ありがとうございます。

今後、情報発信のユニバーサルデザインやバリアフリー化というのは重要になってくると 考えております。いただいたご提案を基に検討してまいりたいと思います。ありがとうござ いました。

- 〇3番(梅野美智代) はい。
- 〇議長(杦本光清) 梅野議員。
- ○3番(梅野美智代) 最後に、災害時の情報伝達についてですが、実際、長期にわたり避難所を使用することとなった場合、福祉避難所豆山の郷にて、様々な障害をお持ちの方が共同生活を送ることになると思います。情報伝達の整備はもちろんですが、それにとどまらず、車椅子を利用している方のための体を休めるスペース、簡易マット、ストレスにより症状悪化のリスクがある精神障害者、不安を強く感じやすい発達障害者のための個別スペースの確保など、それぞれの障害特性を理解した上での準備を今後進めていく必要があると思いますが、令和元年9月に一般質問をした際に、その際の情報伝達として、ホワイトボードを避難所に用意して、今後は手話通訳者ボランティアの登録を進めていくとのご答弁でしたが、そ

の後進んでいますか。

加えて、障害をお持ちの方が周囲に助けを求めたり、周りの方が手を貸したりと、相互の 意思疎通をしやすくするためにも、災害時援助用バンダナやビブスを導入してはいかがでし ょうか。

これは、香芝市で実際に準備されているものをお借りしてきましたが、こういうものなんですが、バンダナの四隅に、ここは「耳が聞こえません」、こちらの先には「手話ができます」、これは指マークなんですが、ここに、この端に支援が、例えば「支援が必要です」とか、ここに「体が不自由です」とかいうふうに言葉を4つ書いていただいて、こういうふうにつけておいてもらえば、避難所で耳が聞こえない方や目の不自由な方などに配付し、着用していただくことで、周囲の人が配慮できるようにすることができます。すみません、ありがとうございました。手話ができる方に配付して着用していただくことで、聴覚障害者の方とのコミュニケーション支援をしていただくことができます。

ビブスについては、避難所でのベストの色枠内に役割を書いて、その人が何の担当なのかを一目で認識することができます。医療活動の際にも、声をかけるべき人がはっきりと分かるため、救助活動がスムーズに行われるとも言われています。いかがでしょうか。

- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- **〇安心安全推進課長(吉川浩行)** 私のほうからは、以前も質問あったように、それから進捗 状況などについてお答えさせていただきます。

前回におきましても、ホワイトボードなどの手段により意思の疎通を行っていきますというお答えをさせていただいていまして、実際、それから進んでいないというのが現状であります。それに加えまして、災害時におきまして、ボランティアの設置だとか運営に関しまして、社会福祉協議会と協定も結ばせていただきました。

引き続きまして、福祉部局や、今提供いただきました香芝市さんのところもお話を聞かせていただきまして、また進めてまいりたいと考えます。

以上です。

- 〇3番(梅野美智代) はい。
- 〇議長(杦本光清) 梅野議員。
- ○3番(梅野美智代) ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

やはりそのためには、行政側がそれぞれの方のニーズを把握しておく必要があります。現

在、避難行動要支援名簿の作成が市町村に義務づけられております。河合町においても、75歳以上の独り暮らしの方、要介護3から5の方、知的障害判定の方、身体障害1・2級の方、精神障害1級の方、難病指定の方を対象に登録されているようですが、現段階では個別計画の策定までは行われていないようですので、速やかに支援を希望される方への個別支援計画の作成を行い、その中で、避難所での支援の希望なども確認していただきたいと思います。

国が推奨している心のバリアフリー、私たち一人一人が障壁を感じている方の身になって 考え、行動を起こさなければなりません。職員一人一人が意識を持って対応していってもら えればと思います。

以上、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長(杦本光清) これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

\_\_\_\_\_\_

## ◇ 西村 潔

- ○議長(杦本光清) 2番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。
- 〇12番(西村 潔) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 西村議員。

(12番 西村 潔 登壇)

**〇12番(西村 潔)** おはようございます。

議席番号12番、西村 潔が、通告書に基づきまして質問いたします。

まず、1つ目、河合町の行財政改革に関する提言について質問したいと思います。

河合町の行財政改革に関する提言は、1月に町長になされました。今後の河合町の財政健 全化において、一つの指針になると思われますので、次のとおり質問いたします。

まず、1つ目、提言に記された項目の中で、①令和2年度中に実施したものがあれば示してください。

- ②令和3年度中に実施できるものがあれば示してください。
- ③令和4年度以降に引き続いて実施するものがあるのかどうかですね。

次、2番、①これらを実行するための予算、歳出と歳入の概算を示してください。

②提言された項目の中で、実行しないものがあるのかどうかですね。

次、3、財政健全化を実行する上で、この提言以外に、町として健全化に向けた目標は取

組があるのかどうかですね。

4番目、今後、この提言に即した実績をどのように開示していくのかということについて 質問いたしたいと思います。

次に、2番、河合町のコロナ感染者の自宅療養支援等について質問いたします。

- 1、河合町のコロナ感染者の自宅療養者の状況はいかがでしょうか。現在まであるのか、ないのかですね。
  - 2、濃厚接触者になった住民から生活支援の要請が過去あったのかどうかですね。
- 3、自宅療養者や濃厚接触者の体調管理や生活支援体制は、現在どのような体制を敷いているのかですね。
- ①として、例えば保健師が訪問して、パルスオキシメーターで血液中の酸素濃度を測った りするような体制はあるのかどうか。
- ②生活支援として、買物代行、ごみ出し代行、あるいは配食サービスの提供体制はあるのかどうか。

次、3番目、コロナ禍が河合町の財政に与える影響について質問いたします。

コロナ禍が河合町の財政に与える影響については、昨年6月に質問いたしました。それから半年以上たっております。国の第1次から第3次補正により、歳出の膨張の状況下にあります。河合町の財政に与える影響について質問いたします。

まず、1番、毎年、資金繰りとして、一時借入金や基金からの資金の繰入れを行ってきた と思います。令和元年度と2年度の資金繰りの状況を教えてください。

2、令和2年度は税収減の見込み、また、令和3年度においても大幅な税収減が予想されますが、行政サービスに必要な経費を賄うための赤字地方債の増発、すなわち臨時財政対策債及び減収補填債の発行を余儀なくされるのではないでしょうか。令和2年度の見込額と令和3年度の予算予定額を示していただきたいと思います。

3番目、そこで、改めて、臨時財政対策債について質問いたします。

- ①2001年度以降、毎年の臨時財政対策債の残高の推移を示してほしいと思います。
- ②臨時財政対策債とは一体何なのか。次、申し上げます内容含めて、説明をお願いしたい と思います。

まず、導入された時期、導入の理由、財源不足を補塡するために発行する赤字公債とは一体何なのか。不足分を国、すなわち地方交付税と自治体、臨時財政対策債とで折半することで、行政サービスの経費を賄う理由とは一体何なのか。

それから、次に、臨時財政対策債の元利償還金相当額の全額を地方交付税の基準財政需要額に算入し、交付税で補塡する、交付税で措置するということ、すなわち自治体が地方交付税を立替払いしている理由は一体何なのか。

- ③臨時財政対策債の債務を返済する責任は、一元的にどこにあるのか。国にあるのか、地 方自治体にあるのか、これの見解について、回答お願いしたいと思います。
- ④臨時財政対策債の元利償還金相当額を100%上乗せしているというようなお考えでございますけれども、それがいいのかどうか、正しいのかどうか。
- ⑤財政不足を臨時財政対策債で補塡する制度ではなく、交付税率の引上げ、あるいは地方 税の拡充策について、町はどのように考えているのか。国の指針どおりでやっていく、やら ざるを得ないと思いますけれども、それについての意見を求めます。

次、4番、空き家対策について質問いたします。

空き家対策についての具体的な質問をいたします。

- (1) 空き家のデータは必要であると思いますので、現状も質問いたします。
- ①直近の空き家戸数はどれくらいあるのか。できれば、地区別の空き家戸数、また特定空 家があるのかどうか。
- ②空き家の固定資産税の課税状況を質問します。課税対象の空き家の戸数、納税の戸数と 徴収額、未納している戸数、あるいは未納額について説明をお願いします。
  - ③みなし更地として課税している戸数はありますか。
- ④空き家になっている期間について質問します。例えば、20年以上空き家の戸数はあるのか、あるいはもっと、40年以上の空き家の戸数はあるのかどうか。そういうことを確認できているのかどうか。
  - 2、所有者に対し、管理状況の確認方法について質問いたします。
  - ①毎年、所有者に意向を確認するための通知は出していますか。
  - ②その通知内容はどのようになっていますか。
  - ③通知の件数と回答件数を開示してください。
- ④回答結果を踏まえ、所有者に対し、どのように対応しているのか、してきたのか、説明 をお願いします。
  - 3番目、更地認定をするための条件を検討していますか。

以前の議会でも質問いたしましたけども、まず①として、実地調査内容や更地認定にする ための条件をいつ決めるのか、誰が決めるのか。

- ②長期にわたる空き家について、みなし更地を適用した空き家は実際あったのかどうか、 河合町においてあったのかどうか。
- ③町の姿勢として、長期間空き家になっているにもかかわらず、固定資産税の優遇策の見 直しを検討してこなかった理由は一体何なのか。
  - 4、今後、みなし更地の適用を行うための手順やスケジュールについて教えてください。 以上、答弁お願いいたします。
- 〇総務部次長(上村卓也) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 上村総務部次長。
- ○総務部次長(上村卓也) 私のほうからは、1つ目の河合町行財政改革に関する提言についてということと、あと3番目、コロナ禍が町の財政状況に与える影響についてということでお答えさせていただきます。

まず、1つ目、河合町行財政改革に関する提言についてということでございます。

行財政改革に関する提言につきましては、河合町が「人に優しい 人情あふれる町 温かい町」としてあり続けるために、今やるべきこと、今後やるべきことについて、中堅・若手職員の代表者を中心に、令和2年7月から12月までの間、12回にわたり協議を重ねてまいりました。項目として、17項目の提言が提出されました。

そのうち、令和3年度の実施予定事業といたしまして、1つ目として、子育て世帯転入促 進策の実施といたしまして、新生児にすこやか育児サポート事業(お尻拭き感染予防セット)、これの配付を継続いたします。

また、各種団体補助金の見直しといたしまして、各団体の活動状況や予算執行状況などを確認の上、現行補助金の対象経費などが適正であるかを個別に判断し、総額164万7,000円の削減を予算に反映いたしました。

町立体育館、北体育館の在り方検討では、町立体育館について、既存の中央公民館とともに、耐震基準を満たしている旧第三小学校に移転するための調査検討及び設計業務4,500万円を予算に計上しております。

さらに、町民プールの廃止では、老朽化等による閉鎖の代替策としまして、第二浄化センター県営プール入場料の半額補助116万2,000円を予算に計上いたしました。

そのほかの項目につきましても、引き続き課題等の解消策を検討し、実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、町では、昨年の広報11月号に掲載させていただきました河合町の財政状況及び財政

指標等の見通しについてにおける3つの財政指標、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率を目標に、今回の行財政改革に関する提言と並行しまして、平成29年度に見直しを行いました財政健全化計画についても継続的に取り組んでいきたいと考えております。

そして、今回の提言に係る実績の開示につきましては、開示の有無や範囲などを今後検討 していくことになります。

続きまして、3つ目、コロナ禍が町の財政状況に与える影響についてお答えさせていただきます。

まず、一時借入金や基金の資金繰りについてでございます。令和元年度のピークは、令和 2年3月末で約13億円、うち、資金繰替額はございません。令和2年度では、現時点まで一 度も一時借入れは行っておりません。

次に、臨時財政対策債や減収補塡債の借入予想額についてでございます。令和2年度では、 臨時財政対策債2億1,312万4,000円、減収補塡債3,720万円を予定しております。令和3年 度は、当初予算として臨時財政対策債を、地方財政計画に基づき3億3,600万円計上してお ります。

なお、減収補塡債につきましては、普通交付税決定後に、当該年度の基準財政収入額と税収実績との差を精算するために発行する地方債でございます。普通交付税の精算措置としての性格を有しているため、元利償還金の75%が後年度の地方交付税に算入されることになります。

次に、2001年度、平成13年度以降の臨時財政対策債の残高の推移でございます。制度が創設されました平成13年度から令和元年度まで、地方交付税の一部の代替として措置される地方債として、毎年度借入れを行っております。これまでの借入総額は約57億5,000万円ですが、残高につきましては、平成30年度以降減少しており、令和元年度末の残高では約36億6,000万円となっております。

なお、臨時財政対策債につきましては、それまでは、交付税特別会計が借入れすることで 地方の財源不足に対処していましたが、平成13年度から、当該不足分を地方で借入れするこ とで設けられた制度となっております。そのため、その目的は地方交付税と同じく、地方公 共団体が標準的な行政サービスを提供できるよう、地方財源を補塡することにあります。

臨時財政対策債の償還につきましては、交付税特別会計の債務から、町の債務として返還することになりますが、その元利償還金の全てが後年度の地方交付税に算入されます。

本町では、地方公共団体の行財政運営にとって重要な指針である地方財政計画に基づき、

適正に処理をしております。ただ、地方自治体といたしましては、地方交付税法に基づき、 交付税財源が不足する場合には、地方交付税の法定率の引上げなどにより、地方交付税総額 を安定的に確保することが本来であると認識しております。そのため、全国町村会などを通 じて、政府に強く要望していく必要はあると考えております。

以上でございます。

- 〇子育て支援課長(小山寿子) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 小山子育て支援課長。
- **〇子育て支援課長(小山寿子)** 私のほうからは、河合町のコロナ感染者の自宅療養支援等についてを述べさせていただきます。

県及び保健所からは、町に対し、感染者、濃厚接触者の情報は、現時点においても報告は ございません。ただし、消毒等の要請があった場合のために、町も消毒班を整えて、対応で きる体制はできております。

河合町のコロナ感染者の自宅療養者の状況はということですが、奈良県の場合は、感染者の自宅療養という措置は取らず、病院での入院や宿泊施設での療養が提供されております。 河合町の感染者にも、自宅療養者はなしと認識しております。

また、濃厚接触者になった住民から生活支援の要請がありますかということですが、濃厚接触者になった住民の情報がなく、また、生活支援の要請は聞いておりません。

自宅療養者や濃厚接触者の体調管理や生活支援体制は、現在どのようになっているかということですけれども、奈良県が中心で感染者の入院や療養の調整をしており、感染経路の累計調査も県が実施しております。感染者や濃厚接触者の情報については、町は提供を受けておらず、また、感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段の配慮がなされています。

自宅療養者がいないことや濃厚接触者の状態観察は、個人情報を管理する保健所にて管理 していることで、町の保健師が訪問等で状態観察する体制はございません。

また、ご家族が入院されたなどで、ご自宅から外出できない場合の支援は、現在も訪問介 護などで対応できることにしております。

以上です。

- 〇まちづくり推進部次長(福辻照弘) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 福辻まちづくり推進部次長。
- **〇まちづくり推進部次長(福辻照弘)** 私のほうからは、空き家の現状について、2項目につ

いて回答させていただきます。

初めに、直近の空き家戸数、地区別空き家戸数、特定空き家の戸数について。

空き家数は、令和2年12月末現在で459戸ございます。大字・自治会別の内訳は、穴闇28戸、大輪田27戸、西穴闇41戸、薬井5戸、城内9戸、長楽11戸、城古23戸、市場34戸、山坊2戸、佐味田40戸、彩りの杜1戸、池部19戸、泉台49戸、久美ヶ丘19戸、星和台46戸、高塚台34戸、中山台38戸、広瀬台33戸となっております。

なお、特定空き家の認定は、現時点では行っておりません。

2つ目として、空き家になっている期間について。

今回実施させていただきました空き家所有者などに対する意向調査結果では、459戸全ての回答は得られておりませんが、回答がありました285戸に対して、20年以上30年が12戸、31年以上は5戸との回答となっております。

次に、所有者に対する管理状況の確認方法について、4項目について回答させていただきます。

初めに、毎年所有者に対して意向確認通知を出していますか。

今年度初めて、空き家の実態調査で確認した459戸の所有者に通知させていただきました。 回答がなかった方に対しての通知については、再通知の検討をしております。

2つ目として、意向確認通知の内容については。

内容については、先行されている市町村などを参考にさせていただきました。その内容と しましては、建築年数でありますとか、常時住まなくなった年数でありますとか、空き家と なったきっかけ、現在の利用状況などを確認通知として発送させていただいております。

3つ目として、意向確認通知の件数と回答件数。

459に対しまして、回答285戸、未回答174戸、回答率は62.1%となっております。

最後に、回答結果を踏まえて所有者にどのような対応をしますか。

今は、まだ対応できていないのが現状でございます。今回の意向調査結果を基に、所有者の意向別、売却したい、貸したい、解体、その他の用途に活用、用途別に整理をさせていただきまして、個別に対応を考えてまいります。

なお、外部有識者による河合町空家等対策協議会を設置し、第1回空家等対策協議会を3月1日に開催させていただきました。議会からも2名選任していただいておりますので、当協議会で空き家対策の道しるべとなる空き家対策計画などに、いろいろと議論、ご意見をいただきまして、今後の空き家対策の方向性を模索してまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇税務課長(新井俊洋) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 新井税務課長。
- ○税務課長(新井俊洋) 私のほうからは、空き家対策について、税金に関する部分について 答弁させていただきます。

まず、固定資産税の課税対象となっている空き家の戸数、納税戸数と徴収額、未納戸数と未納額についてという質問でございます。

空き家のデータに基づきまして、令和元年度の実績における課税額及び納税状況について 調査しました結果、課税対象となっている空き家の戸数は411件ございます。このうち、納 税戸数は404件、納税額は824万1,000円、未納戸数は7件、未納額は14万7,000円でございま す。

次に、みなし更地として課税している戸数はという質問でございますが、空き家の敷地を 更地とみなして課税しているというものはございません。

次に、更地認定するための条件の検討ということで、実態調査内容や更地認定するための 条件をいつ決めますかという質問でございますが、空家対策室において実態調査が行われま して、現在、空家等対策条例の策定が行われているところでございますので、今後、空家対 策室の取組を踏まえ、協議の上で検討をしていきたいと考えております。

次に、長期にわたる空き家について、みなし更地を適用した空き家は過去何戸ありました かということでございますが、空き家の敷地を更地とみなして課税したものは、過去におい てもございません。

次に、町の姿勢として、長期間空き家になっているにもかかわらず、固定資産税の優遇策の見直しを検討してこなかった理由は何ですかということでございますが、住宅の敷地に対する固定資産税の特例につきましては、現に人が居住していない家屋でありましても、その状況が一時的であるというような場合には、この特例を適用するものとされているところでございますが、一時的な空き家であるのか、それとも今後居住されることのない空き家であるのかといったことを、客観的に認定することは困難なところがございますので、これまで特例を除外するという取扱いは行ってこなかったものでございます。

次に、今後、みなし更地の適用を行うための手順とスケジュールを教えてくださいという ことでございます。

現に居住されていないという理由だけでの特例の除外につきましては、法律の規定上でき

ないものであると考えておりますが、管理が不十分な空き家で、居住の用に供する家屋と認められないものにつきましては、特例を除外することも可能であると考えますので、現在の 法律の中でどういった対応ができるのか、また、空家対策室との協議や他市町村の動向も踏まえながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- O12番(西村 潔) はい。
- 〇議長(杦本光清) 西村議員。
- ○12番(西村 潔) まず、河合町の財政改革の提言のことなんですけれども、この提言の中で、これはもう実行しないというような施策は、決断を出したのか、しないというようなことを出したのかどうかですね。

というのは、今後、今年度、実際2年度でやったことがあるかどうかも、今質問させてもらったんですけれども、これもあるのかないのかですね、やったのかどうか。提言の17項目の中で、一部、令和2年度の3月までに行ったものがあるのかどうか、これが一つと、それから、この提言の中で出しているものについて、全くしないというような、この2つについて回答をお願いしたいんですけれども。

- 〇総務部次長(上村卓也) はい。
- 〇議長(杦本光清) 上村総務部次長。
- ○総務部次長(上村卓也) まず、2年度につきましては、提言自体が年明けという形になりました関係上もあり、検討はしておりますが、2年度で実施できる部分がないというふうに考えております。

また、今後実施しないという事業につきましては、提言17項目いただいております。その中で、課題等を検討しながら、実施できるものは実施をしていくという形で考えております。

- 〇企画部長(福井敏夫) はい。
- 〇議長(杦本光清) 福井企画部長。
- ○企画部長(福井敏夫) 2年度に実行したものといたしまして、庁内連絡、庁内連携及び情報発信体制の強化ということで、職員間の情報共有、これを密にするということはやっております。それと、継続してやっていることといたしまして、ふるさと納税、これについては、返礼品の検討とか、いろんな周知の仕方、お願いの仕方等も検討して、進めておるところでございます。
- O12番(西村 潔) はい。

- 〇議長(杦本光清) 西村議員。
- ○12番(西村 潔) 1月に町長に提言させてもらいましたね、1月十何日か忘れましたけれども。行政のトップとしては、できるものはすぐするという考え方だったと思うんですね。そういう意味で、2年度の3月末までにできるものは一体何かとか、そういう仕分けをしているはずですよね。

そういう意味で、今質問させてもらって、答弁もあったんですけれども、やっぱりできないものもあるかもしれませんね。だから、そういうものをやっぱり仕分けをして、2年度中にやるもの、3年度中にやるもの、4年度以降継続してやるものということを、やっぱりこれは早期に検討すべきことやと思うんです。そのために、この提言書が出されているわけですからね。若い職員さんがいろいろ、6か月かけてやっているわけですから、そのために行政も、提言をいただいたら、これは即するというようなことで、姿勢だったと思うんですよね。

その辺のところのめり張りを、どういうふうに住民とか、行政のほかの人たちとか、あるいは議会に対して、きっちりと説明ができるのかということを、当然我々としては、希望というよりも、本当にやってほしいわけですね。そのための提言、6か月かけてやってもらったわけですから、そういうことで、この質問をさせてもらったわけです。

もちろん、令和3年の予算の中に出てくると思いますけれども、これはこれで、提言の中の効果をどのように評価して、これから取り入れていくのかというところが私の本心なんです。だから、もちろんそれだけではないと思いますね。実際、財政健全化を実行する上での提言以外に、いろいろあると思いますけれども、これがどのような影響があるのか。

例えば、この提言によって施策を実行した場合、効果は財政健全化にどれくらいあるのか というようなことも、やっぱり検証してほしいわけですね。例えば、将来負担比率はどう変 わるのか、あるいは実質公債比率はどこまで改善するのかということを点検というのかな検 証してほしいわけですね。

そういう意味で、すぐやるという意識でもって、これができたわけですから、そのことについて、町長はどういうふうに考えているのか、ちょっとお答えをお願いします。

- 〇町長(清原和人) はい。
- 〇議長(杦本光清) 清原町長。
- ○町長(清原和人) 先ほど部長のほうからも、ちょっと答弁あったんですけれども、若手職員を中心に半年、12回議論を深めていただきまして、それを1月に提言という形でいただき

ました。

まず、やらなくてはいけないことというのは、それをどう全庁の間に広めていくのかということで、1月22日、臨時の部課長会をしまして、プレゼンテーションということで、内容についての確認をさせていただきました。それをもちまして、各課・各部でもしっかり情報共有化するということで、第1段階が始まったと思っております。

その中で、来年度どういうふうに生かしていくのかということで、検討もさせていただい て、所信表明の中でもできることをということで、私のほうからも何ぼか、そういう話もさ せていただきました。

あと、議員おっしゃっているように、しっかり、もうちょっと観点をはっきりして、すぐできること、それから継続的にやることとか、そういうようなことは、これからしっかり進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 〇12番(西村 潔) はい。
- 〇議長(杦本光清) 西村議員。
- ○12番(西村 潔) この提言書の意味とか、ことを、やっぱり住民とか議会とか、行政の中だけでも、第17項目に書いてありましたように情報を共有する、その例が、500万円の支援金頂いたというような一つの例があるわけですから、やっているところだけの情報ではなくて、その情報を全ての課とか、そういうところに伝達していくということで、広報広聴課もできたわけですから、ぜひ効果が出ているところもあるので、こういうのを提言、もう少し浸透するようにお願いしたいと思います。

次に、河合町のコロナ感染者ですけれども、これは幸いに、今答弁ありましたように、なかなか河合町で、そういう該当するものはなかったということで、一ついいことだと思いますけれども、ただ、河合町だけの問題じゃなくて、やっぱり近隣の町で、例えば濃厚接触になったというのもあるわけですね。今度はコロナの予防接種も、そういう在宅訪問のヘルパーさんまでやろうかというような動きも出てきているわけですから、現実にそういう経験も、私もちょっとしていまして、もし、濃厚接触者に該当するかどうかというところの判断がなかなか難しいわけですね。だから、他町でやはり、いろいろな方も行っておられるから、河合町は河合町で、できることはきっちりとやっていただくという意味で質問させてもらいました。

特に保健師さんが訪問するということが、一番大事になってくると思いますので、その体

制をやっぱり今から、実績がなかったとしても、これからやっていってもらうということでお願いしたいと思います。

それから、次、コロナの影響なんですけれども、幸いにして一時借入金はゼロだったということで、これはよかったと思いますけれども、対策債の金利とか期間というのは、その都度変わってくると思うんですよね。この金利とか期間については、これは発行者である河合町がやるわけですけれども、それに対して、自動的に交付金で下りると。これは、どういう形で交付金が下りるのか、例えば算入されるのか。例えば発行する期間とか、あるいは発行する利子について、どういう形で交付税に算入されるのか、説明をお願いしたいと思います。例えば、いつ交付税で措置されるのかとか、そういう管理をしていると思っているんですけれども、具体的に今、財政課のほうでやっているのは、どういう形でやっているのか。また、それをどう検証しているのか、できているのかについて、説明をお願いしたいと思いますね。

- 〇総務部次長(上村卓也) はい。
- 〇議長(杦本光清) 上村総務部次長。
- ○総務部次長(上村卓也) 臨時財政対策債につきましては、元利償還金の全額が後年度、交付税に算入されるということでございますが、その算入される期間といたしましては20年間、うち3年間の据置きという形になっております。理論償還といいまして、その時々の社会情勢に応じて利率をルール的に算定をしていて、その利息分も含めて交付税に算入されるという形になっております。
- **〇12番(西村 潔)** はい。
- 〇議長(杦本光清) 西村議員。
- ○12番(西村 潔) 今お話聞きました、20年ですよね。これ、20年、立替払いしておるわけです。本来なら交付税で、即もらえばいいわけですよね。ところが、20年間、要するに国が半分、市町村が半分持って、それも20年で、だから、発行するのは市町村ですよね。市町村が倒産した場合は別ですけれども、そういう資金の負担があるわけですよね、発行するということはね。

だから、その辺の、これは隠れた借金です。赤字、借金といいますかね。そういうものの 制度があるわけですけれども、本来は、交付金で全額やってもらえば一番いいわけですけれ ども、その辺のことは、今の回答では、望むといっても、これは国の制度やから、なかなか できないと思うんですけれども、できるだけそれを減らしていくということをしていかない といけないですね、やっぱりね。だから、その辺の気持ちでもってやらないといけないということなので、実際上、ソフト上は、これは検証はちゃんとできているということで、今理解させてもらったんですけれども、これは我々分からんことなので、20年間も管理をしないといけないわけですよね、交付税。10年前のところ、分からんわけですよね。

その辺についてはどうですか。ソフト上、そういうきっちりと管理・検証はできているんですか。

- 〇総務部長(澤井昭仁) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 澤井総務部長。
- ○総務部長(澤井昭仁) まず最初に、西村議員の最初の質問で、赤字地方債という表現をされていたんですけれども、ちょっとマイナスイメージだなということで、私のほうで訂正させていただきたいと思います。

これはそもそも、政府の地方財政対策の一つであって、本来であれば地方交付税で賄うべきもの、あるいは議員おっしゃったように、町税で賄うものであるにもかかわらず、不足が生じているのに対して、以前は地方交付税、交付税特別会計で借入れをして、そして市町村に配分していたものを、平成13年度から個々の市町村、都道府県で借入れすることになりました。ですので、我々の認識としては、地方交付税制度に代わるものという認識をしております。決して河合町の財政が厳しいから借りているというものではありません。

先日、2月19日の衆議院総務委員会で、日本維新の会の足立康史衆議院議員がこういうことを言っていました。臨時財政対策債は合理性はなく、速やかに廃止すべきだと。徳政令を設けて、国が赤字国債を発行してチャラにすべきだという、そういう質問をされていました。そこで、武田総務大臣が、臨時財政対策債の発行抑制に努めるとともに、交付税率の見直し等による地方交付税総額の安定的な確保についても粘り強く主張し、政府部内で十分に議論するなどの努力を重ねてまいりますという答弁をされました。まさしくそのとおりです。

私自身も、西村議員がどういう見解を持っておられるかというのを聞きたいと思っている ぐらいです。我々末端の行政にいる者というのは、国の制度に基づいて行政をせざるを得な いということで、おっしゃるとおり、臨時財政対策債なるものは、なければそれにこしたこ とはない、ただ、その20年間の債務を負っていかないとという、それも事実です。ですので、 次長が最初に答弁した、我々町村会の場合は全国町村会という窓口がありますので、そこを 通じて交付税率の総額の確保というものは、以前から求めておるところでございます。

以上です。

- 〇12番(西村 潔) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 西村議員。
- ○12番(西村 潔) 私の考えを問われても、これはなかなか当事者じゃないんですけれども、要するにこれは、建設国債とか、そういうものじゃないわけですよね。まさしく赤字ですわ、これね。それを減らしていくという方向で、国がしてもらわんといかんわけですけれども、それを行政に丸投げしているわけですよね、国がね。だから、半分は自己負担している。20年間もかけて返済していく、建設国債であれば、当然、後世の人たちに受益者があるわけですけれども、これは後世の人に全くないわけですよ、受益はね。

だから、ここで言うている基準財政需要額というのは、恐らく人口減っていきますから、もっと減っていくでしょうね。そうしたら、返済だけ残るということになるわけです。その辺の考え方を、やはり、確かに国が特別会計で、銀行から借りていた時代があったわけです、何兆円もね。それを返済したと。その代わりに、こういう形に恐らくなってきたと思うんですけれども、やはり、できるだけ発行を抑えてほしいという考え方ですよね。

そのためには、国の制度としてどうするのかということは議論はあるんですけれども、やはり、基本的には市町村がどう考えるかということについて、やっぱり言うていかないといけませんので、国が言うていることやから仕方ないというだけでは駄目ですのでということを言うているわけです。だから、そういう意味では、これから減らしていくという、そのためにはどうしたらええかということを、行政がやっぱり考えていってほしいと思いますね。

だから、基準財政需要額というのは減っていくわけですよ、これから人口が、恐らくね。 学校も減っていくし、人口も減っていくわけですからね。そうすると、実際にもらえる額は どっと減っていくわけです。ただし、100%の元利金相当額が一応上乗せされるということ だけでは、やっぱり実際は、毎年毎年、交付金が減ってきたときに困っちゃうということで すので、その辺のことについて質問させてもらいました。

次、空き家対策ですけれども、非常に難しい点があるので、目的は、特定空き家をつくるという発想じゃなくて、どういう利活用するかということで、今度は調査、協議会もできたわけですから、そういう意味で、30年間も5戸の家に対して、行政は一体何をしてきたかですね。放置してきたわけですよね。30年間も空き家になっている家に対して、過去何もしていなかったと、何もしていなかったというとあれですけれども、問合せもしていない。そういう家に、何で固定資産税の優遇策をするのかというところですね。

当然それは、何ら行政は行政で考えてやっていかないといけないんですけれども、その辺

のこと、過去はどういうふうに考えておられたんですか。ちょっと再質問しますけれども。

- 〇税務課長(新井俊洋) はい。
- 〇議長(杦本光清) 新井税務課長。
- ○税務課長(新井俊洋) 長い間空き家となっているものに対しても、固定資産税の特例というのを外すということは、これまでもなかったということで、先ほど答弁させていただいたところでございます。

また、法律の規定がございますので、住宅が建っている敷地、これについては、住宅施策の観点ということもありまして、6分の1または3分の1に軽減するという法律の特例があるわけでございますけれども、これについて、基準というか、一時的な空き家であったとしても、この特例というのは適用があるというふうにされているわけですけれども、この期間が、どういった期間であれば一時的じゃないのかとか、そういったものがございませんので、こういう規定からすれば、やはり法律の規定がある以上、この特例が適用になるという部分があるかと思います。

また、長い期間空き家になっているという場合でありましても、その空き家の管理の程度であるとか、家自体の状態がどうなのか、こういったことにも関わってくることでございますので、住んでいないという事実をもって、それで、この特例を外すというようなことは難しいということで考えております。

- 〇12番(西村 潔) 議長。
- ○議長(杦本光清) 西村議員、質問時間がございません。これで打ち切らせていただきます。
- **〇12番(西村 潔)** 分かりました。
- ○議長(杦本光清) これにて西村 潔議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午前11時22分

再開 午後 1時30分

〇議長(杦本光清) 再開いたします。

# ◇ 坂 本 博 道

- ○議長(杦本光清) 3番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。
- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。

(6番 坂本博道 登壇)

○6番(坂本博道) 議席番号6番、坂本博道です。

質問通告書に基づき、大きく4点について質問します。

第1に、ごみ処理問題について伺います。

ごみ処理は、町民の暮らしと環境に関わる大事な行政課題です。現在、河合町として、河合町一般廃棄物処理基本計画に基づきながら、今後の広域処理に向けた準備が進められています。

以下、4点伺います。

1点目、令和2年1月臨時会で、まほろば環境衛生組合の設立に当たって、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみに関する事務も、山辺・県北西部広域環境衛生組合とまほろば環境衛生組合に参加する方向を、清原町長の任期中、令和5年4月にめどをつけることと附帯決議がつけられましたが、その進捗状況はどうなっていますか。また、今後、どのように検討を進める予定でしょうか。

2点目、広域化への参加を契機として、ごみの減量化を進めるべきです。また、広域化に 向けて、分別方法も変えていくことになりますが、どのように準備を進めているのでしょう か。

3点目、ごみ収集の在り方も、ごみ処理の課題として、より改善すべきです。特に、高齢 化の進行の中で、一般ごみも戸別回収の導入を検討するべきではないでしょうか。

4点目、ごみ処理で収益の一つになる資源ごみ(鉄くず、スチール缶、アルミ缶)の売却収益について、令和元年度決算では、約60トンの売却――通告書では6トンと誤植になっておりました――で、年間収益約19万円となっていますが、どこにどのように売却しているのでしょうか。量の割には収益が少なく、単価が相場より安いのではないでしょうか。

大きく2番目に、災害対策について伺います。

3月11日で東日本大震災から10年です。行政として、住民の命を守ることが最優先課題で

す。災害対策として、改めて、情報が全ての住民に届く避難行動要支援者の把握と個別計画、 地域防災計画の策定が重要です。

以下、3点伺います。

1点目、戸別受信機を廃止して、平成29年12月から河合町防災行政情報配信サービスが開始されましたが、現在の登録状況を伺います。

①電子メール、電話、ファクスの登録状況について、令和2年12月末での登録状況、全世帯での捕捉率はどうなっていますか。また、3年間の登録状況の推移はどうなっていますか。

②防災行政無線の到達実験により、内容が聞こえているエリア及び人口は、どれくらいと 把握していますか。

2点目、町のホームページで、避難行動判定の第一歩は、町から出される避難情報の把握となっています。しかし、全住民レベルで見ると、現在の情報伝達ツールへの登録が進まない、また、防災行政無線が聞こえない状況です。全国的な災害の教訓から、情報伝達方法について、消防庁からは戸別受信機の有効性が強く提起され、国も緊急防災・減災事業債として後押ししています。

この件について、①この間、何度も戸別受信機の導入を提起していますが、その検討さえ 行わないのはなぜですか。

②コロナ禍の下で、情報伝達の役割が一層重要になっています。改めて情報伝達方法として、戸別受信機の検討及び設置が必要と思うが、どうでしょうか。

何度も情報伝達方法の改善が指摘されながら、災害発生時に情報が伝わらなかったことにより、住民の命を守れない事態が発生すれば、行政の不作為となるのではないでしょうか。

3点目、避難行動要支援者名簿と個別計画の作成、地域防災計画の作成について、以下の 点を伺います。

①現在の避難行動要支援者名簿への登録数と個別計画の策定状況、地域防災計画の策定状況について、1年間の変化はどうですか。

②令和3年度にどう進める計画ですか。

大きな第3に、国民健康保険について伺います。

国保の県単位化の取組が、令和6年度に保険料水準を統一することを目標に進められており、今年度、3年目の見直しが行われ、県の国保運営方針が改定されました。その中で、納付金に関する保険税の徴収率の強化、当初は国保法に基づき、各自治体に任せるとされていた保険税及び一部負担金の減免基準の統一の方向が出されています。

以下、3点伺います。

1点目、令和6年度の統一保険料水準の統一目標は、河合町の現在の保険料率と比べてど うなりますか。1人当たりの保険税はどうなる予想ですか。

2点目、国保法に基づき、保険料率の決定、保険税・一部負担金の減免規定の決定は、河 合町独自の権限であると思いますが、町としてはどう認識していますか。

3点目、具体的改善です。コロナ禍の下で、町民の命と健康を守る制度として、国民健康 保険の運営を行ってほしいと思います。

①国保財政調整基金の残高は幾らですか。令和2年度の国保会計の決算見通しはどうですか。

②国が子供に係る均等割の軽減を子育て世代の経済的負担軽減の観点から検討している動 向は事実ですか。実施された場合、河合町の効果額は幾らになりますか。

③町独自に、子供(18歳未満)全てを対象に均等割免除に必要な財源は幾らになりますか。 国の動向も踏まえ、子育て支援の一環として独自の検討をしてほしいが、どうでしょうか。 大きな第4に、少人数学級について伺います。

国民の世論の下、国は小学校の学級編制の基準を、現在の1学級40人(1年生は35人)を 35人へ、令和3年度から5年かけて進めることになりました。

以下、2点伺います。

1点目、国の政策は、河合町で令和3年度にどう影響しますか。

2点目、町内で令和3年度に40人以上(支援学級の生徒も含め)になることが予想される 第二小学校の5年生、3年生のクラスへの対策はどうなっていますか。

再質問は自席にて行わせていただきます。

- 〇環境衛生課長(松村豊範) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 松村環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(松村豊範) 私のほうからは、ごみ処理問題について、広域処理に向けた取組、河合町一般廃棄物処理基本計画に基づく取組が進められている、住民の暮らしと環境に関わる大事な問題であるという質問についてお答えさせていただきます。

まず、4点の質問の1点目から、順番に答弁をさせていただきます。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみに関する事務も、広域処理に参加する方向を町長の任期中にめどをつけることと附帯決議がつけられましたが、その進捗状況についてどうなっているか、また、今後どのように検討を進める予定かという質問でございます。

広域に参加するか否か、調整中ではございますが、コストなどの最新データを精査して、 今後、ごみ処理施策検討特別委員会により、ご意見等をいただきながら、広域参加に伴う方 向性につきまして議論すべく、検討を進めてまいりたいと考えます。

2番目でございますけれども、広域化の参加を機に、ごみの減量化を進めるべきである。 また、広域化に向けて分別方法も変えていくことになるが、どのように進めていくかという ことでございます。

この部分につきましては、ごみ処理の広域化に伴いまして、分別区分が変更となることから、住民皆様に対して情報提供や理解を得る調整期間が必要になります。分別方法の啓発活動をしていきたいと考えます。

続きまして、3番目の質問です。

高齢化の進行の中で、ごみ収集の在り方をより改善すべきである。特に、一般ごみも戸別 回収の導入を検討すべきではないかという問題でございます。

現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみで、それぞれステーション方式により、 住民の皆様のご理解、ご協力をいただき、実施しております。町では、新旧住宅地の地理的 な相違、主に道路、ごみの回収体制(人材、車両等)、加えて収集経費など、多くの課題が あり、現段階では困難な状況にあります。

続きまして、4番目、資源ごみ(鉄くず、スチール缶、アルミ缶)の売却収益について、 令和元年決算では、約60トンの売却で収益約19万円となっているが、量の割には収益が少な いが、単価が相場より安いのではないかという質問でございます。

その部分につきましては、資源ごみの引渡し、リサイクル、その状況につきましては、資源ごみ処理再生業務委託業者を通じて資源回収業者に引渡ししており、運搬費用を除く収益となっております。

以上でございます。

- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- **〇安心安全推進課長(吉川浩行)** 私のほうからは、災害対策についてということで、3つの質問に対して答えさせていただきます。

まず、1つ目に、情報伝達ツール(メール、ファクス、電話等)の登録状況の推移についてであります。

平成30年8月と令和3年2月を比較しまして、登録者数453人の増加となっております。

現在の登録者数のパーセンテージでいいますと、18.5%となっております。それに合わせまして、引き続き積極的に、広報「かわい」、会議、行事、転入時などで、登録の呼びかけを行ってまいります。

令和元年の音達試験結果では、泉台地区の一部で対応検討が必要となっておりますが、その他の地区につきましては、電気通信施設設計要領の判定基準の普通に聞こえて分かる以上の結果が得られています。

次に、2つ目の戸別受信機の導入を検討についてということです。

本町におきましても、戸別受信機をデジタル化に合わせて廃止いたしまして、ご承知のと おり、これに代わる情報伝達手段としまして、登録メール、固定電話、ファクスへの配信を 導入し、現在推奨しているところでございます。

戸別受信機の検討についてですが、消防庁のほうでは、今年度、異なるメーカーの製品の相互接続につきまして、総合通信基盤局重要無線室と各社におきまして、現在取り組んでいるとのことでありました。今後、そういった共通規格で製造販売が実現し、機器について少額販売だとか可能になれば、再度検討していきたいと考えます。

また、近年におきまして、戸別受信機に代わる機器や、防災アプリといった様々な機器が 導入されている事例もありますので、そういったことも踏まえ、検討していきたいと考えて おります。防災情報伝達アプリやicomなどの機器のプレゼンテーションを行ったりもし たんですが、現システムの連携などにちょっと課題がありまして、企画立案には至っていな いというところが現実です。

次に、3つ目なんですけれども、避難行動要支援者名簿の整備と個別計画についてです。 避難行動要支援者名簿は1,880人です。毎年、福祉部局と調整いたしまして、更新を行っ ているところでございます。

個別計画につきましては、過去にモデル地区の指定などを行い、取り組みましたが、趣旨を理解されないだとか支援者がいない等の問題にうまく対応できなかったこと、また、更新作業がうまく機能しなかったことなどの課題が浮き彫りになっております。その経験から、顔と顔が見える関係の中で進める手法が有効であると考え、福祉部局との調整会議を行った上、職員だけではなく、民生児童委員、大字・自治会、自主防災会の皆様のご協力を得ながら、個別計画を策定してまいりたいと考えております。

令和2年10月22日の民生児童委員会におきまして、研修会があったんですけれども、その ときに協力依頼を要請したところでございます。 以上です。

- 〇福祉部次長(中野雅史) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 中野福祉部次長。
- **〇福祉部次長(中野雅史)** それでは、私のほうから、国民健康保険についての質問いただい ていることにつきまして、ご回答させていただきます。

まず初めに、令和6年度の統一保険料水準の統一目標はということと、町の保険料率と比べてどうか、1人当たりの保険税はどうなる予定かということについて回答させてもらいます。

まず、令和6年度の県の統一保険料率水準、税率による統一目標につきましては、現時点ではありますけれども、初めに、医療分についての所得割については7.7%で、現行よりは0.53%の増額、均等割につきましては2万6,615円ということで、現行よりは1,115円の増額、平等割につきましては1万9,925円で、現行よりはマイナス3,975円。

次に、後期高齢者医療保険制度の支援金についての負担割合になりますけれども、所得割については3.33%で、現行よりは0.71%の増額、均等割につきましては1万1,206円で、現行よりは1,406円の増額、平等割につきましては8,389円で、現行よりは589円の増額、あと、介護保険分になるんですけれども、介護保険については、40歳から64歳までの方の負担となるんですけれども、こちらにつきましては、所得割については3.45%、現行よりは1.3%の増額、均等割につきましては1万9,469円で、現行よりは5,969円の増額で、全て合わせますと、所得割につきましては、現行よりは2.54%の増額、均等割につきましては8,490円の増額、平等割につきましては3,386円の減額という状況になっております。

次に、1人当たりの平均での保険料の予測として答えさせていただきたいんですけれども、 県の統一化になって、保険料の試算ではどうなるかということなんですけれども、医療分に つきましては、現行よりは増額が、平均としまして1,669円の増額、後期高齢者では4,340円 の増額、介護保険につきましては9,179円の増額で、1人当たり年間増額の平均としまして は、1万5,188円の増額となる見込みとなっております。

次に、2点目の質問で、保険料の決定、保険税一部負担の減免の規定は町独自の権限と思うが、町としての認識はというご質問について回答させてもらいます。

奈良県におきましては、県内の居住地に関係なく保険税水準が同じとなるよう、県域国保制度の完成を令和6年度に達成するよう進めております。この保険料水準の統一に合わせ、 保険料及び一部負担金の減免基準についても統一化することで、実質面での保険料負担等の さらなる公平を図られ、統一基準に基づく減免等の実施は、保険料水準の統一の中で居住地での格差が生じない、国保運営に係る費用の一部を保険料として負担していただく被保険者の理解や公平性が図られることから、賦課事務は市町村であるところでございますけれども、統一的な取組は必要と考えております。

次に、3点目、基金の残高は幾らか、令和2年度の決算見込みの見通しは幾らかということなんですけれども、現在、国民健康保険の基金残高につきましては、この直近の令和3年1月末時点にはなるんですけれども、3億9,127万1,761円となっております。また、決算見通しですけれども、歳入が約18億5,607万7,000円、歳出が18億4,276万5,000円で、約1,331万2,000円の剰余金となりますが、これにつきましては、前年度からの剰余金の繰越額1,499万809円を除きますと、単年度収支では167万8,000円の歳入不足が生じる見込みとなっております。

次に、子供の均等割の軽減検討の動向は事実か、実施された場合の町の効果額はというご 質問についてお答えさせてもらいます。

子供の方、未就学児の方になるんですけれども、対する均等割の5割軽減の導入措置について、国民健康保険を中心とした医療保険制度全般の情報誌によるところになるんですけれども、子供(未就学児)の均等割の軽減制度の創設などを盛り込んだ全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正案を、政府は2月5日に閣議決定し、国会にて提出したと、記事掲載を確認しているところでございます。

なお、この軽減制度が実施された場合の本町における負担軽減額についてですけれども、 7割・5割・2割の法定軽減対象者の方は、その適用後での試算しました結果、対象者47名 で、114万7,250円が57万3,625円で、ちょうど半分の57万3,625円の減額、1人当たり平均で は、2万4,409円が1万2,204円との試算結果となっております。

次に、町独自に子供(18歳未満)の均等割の免除に必要な財源は、国の動向も踏まえ、子育て支援の一環として、町独自の検討をしてほしいということについてですけれども、町独自に18歳未満の子供さん全てを対象に均等割を免除した場合の財源ですけれども、これにつきましても、7割・5割・2割の法定軽減対象者の方は、その適用後で試算しました結果です。対象者については280名で、625万5,160円の試算結果となっております。

なお、これまで申し上げました試算結果は、令和3年2月19日時点の有資格者に基づき計算した結果となっております。

また、町独自での減免実施についてですが、先ほど言いました国保の県単位化において、

保険料水準や減免取扱基準の統一化による保険税負担を進め、実質面での保険料負担の公正 化を図るとされており、また、減免制度は、災害被災者や失業等による所得減、生活扶助対 象といった困窮者など、一定の理由がある方に対し実施することが、国保運営での公平・公 正な負担の在り方であると考えております。

以上であります。

- ○教育総務課長(中尾勝人) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 中尾教育総務課長。
- ○教育総務課長(中尾勝人) 私のほうから、少人数学級について答弁させていただきます。

少人数学級については、通常の40人学級から35人学級編制になることで、一人一人と対応できることが多くなり、学力・学習意欲の向上を支援しやすいだけではなく、コロナ禍においても安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するために有効であると認識しています。

本町では現在、小学校第1学年、第2学年については、国の法律及び県の少人数加配促進 事業により、全て35人以下学級を実施しております。

河合町といたしましては、国の政策に先駆けて、全ての学年において令和3年度から、町独自の政策として35人学級編制に移行します。ご質問の第二小学校の3年生と5年生につきましても、35人学級編制とすべく、町費講師の配置を考え、当初予算に計上しているところでございます。

以上でございます。

- ○6番(坂本博道) はい。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) では、初めに、ごみ問題で再質問させていただきます。

一つは、初めの見直しの件につきましては、山辺・県北西部やまほろばのほうが、令和7年からスタートするというふうに、ちょっとずれ込みましたが、しかし、これをもし見直すとなると、各自治体の合意も必要だということになりますので、一定時間はできたという面もあります。そういう点では、昨年の1月の附帯決議及びその経緯から見たときには、これは大変、やっぱり重要な問題であり、誠実に対応する必要があると思います。

そういう点では、改めてこの件について、現状と、それから今後の取組について、町長のほうから一言お願いしたいと思います。

〇町長(清原和人) はい。

- 〇議長(杦本光清) 清原町長。
- ○町長(清原和人) 先ほど担当課のほうからも説明がございましたけれども、広域にこれから参加していくのか否かということで、今、あらゆるそういうことにつきまして、ちょっと今検討させている、まだ整理中でございます。議員の先生方のお声もしっかり、こちらのほうではお聞きしながら、進めてまいりたいと思っております。

少しちょっと時間がかかるかなと思うんですけれども、時間も頂戴しながら、前へ進めて まいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇6番(坂本博道) はい。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 昨年のときも、町長のほうからもこの問題について、次進めるに当たっては、議会ともキャッチボールしながらというふうなご発言もあったと思います。そういう点では、やはり将来的な安定した仕組みをつくると同時に、財政的な面を含めて、改めてどうなのかということをしっかりとやると。先ほど、ごみ特も含めてと言われておりましたが、そのあたりにつきましては、どの場所でやるかということも含めて、やっぱり今年、前進させながらやるということが必要だと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

その上で、もう一方で、ごみの収集に関する等の問題ですけれども、先ほど一応、それに向けての準備ということで、分別の問題とか言っておられましたが、具体的にはどういうテンポで進められようとしているのか。これも、やっぱり減量化そのものが、広域化に入ったときの負担区分にも関わったりするということもありますので、そういう点では、先ほど言ったように、理解をしっかりしてもらうというのも必要ですので、この前アンケート等もやられておりましたけれども、具体的には、今年どういう前進させようと思っているのか、もう一度確認したいと思います。

- 〇住民生活部長(門口光男) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 門口住民生活部長。
- **○住民生活部長(門口光男)** 広域化というところで、再質問についてお答えをさせていただきます。

以前、令和元年度の12月24日の全員協議会におきまして、まほろば環境衛生組合並びに山辺・県北西部の処理施設の建設費並びに維持管理費についての比較、これについて、実質の負担額等をお示しさせていただいたところでございますが、先ほど町長がお答えさせていただいたとおり、現在、最新のデータに基づきまして、改めてコストの比較について、試算の

準備を進めているところでございます。それらの資料を直ちに議会のほうにお示しをさせていただき、町にとって参加することが最善の策か、ごみ処理施設等の検討委員会において、 議員の皆様とともに議論を重ねてまいりたいというように考えてございます。

そのような中で、参加すべきというように判断に至った時点におきまして、組合のほうに 打診をいたしまして、組合側のほうが検討に値すると決定されて、初めて進められるという ところでございますので、これにつきましては、一定の期間保留するというように、私、考 えてございます。

その後におきまして、例えば天理市民の住民の方の同意が得られるのか、また、他の組長さんの理解を得るための協議が必要でございます。さらには、山辺・県北西部の処理施設の処理能力、これについて、また、平成28年度からの負担金、約1,310万9,000円を納めなければならないというところと、環境のアセスメントの調査並びに法的の手続が必要になってくるということから、町長の任期中ということでございますので、最短・最速のスケジュールを持って、議員の皆様にお示しをしながら、進めてまいりたいというように考えます。

- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) その件につきましては、そういう形で、先ほど議論しながら、方向、進めていくというようにしていただきたいと思っています。

ただ、先ほど言いましたが、このことを一つの契機にして、今、ごみの収集の在り方であったりとか、扱いであったりとか、やっぱり一つの考える契機にもなっているかと思います。そういう点で、さっきの3点目に先ほど言いましたが、介護保険の、実はこの間、保険計画見直しのニーズ調査の中でも、例えばごみ出しの件で、助けてほしいという要望も、全体の1割分ぐらいはありました。そういう点では、先ほど提起しました戸別収集の取組というのは、やっぱり河合町の高齢化率、非常に高い中で、いろんな地域の条件ありますけれども、支え合いに基づくつながりを強めることにもなるかと思います。そういう点では、この機会にぜひ、ごみの戸別収集の件についても、これもできるところからということも含めて、導入するということが非常に重要ではないかと思っています。

この件につきましては、全体としては政策的な課題ということになりますので、担当部長のほうから、もう一度ご答弁願えたらと思っております。

- 〇住民生活部長(門口光男) はい。
- 〇議長(杦本光清) 門口住民生活部長。

**〇住民生活部長(門口光男)** 現在、ステーション方式で行っているというところでございまして、先ほど課長が申しましたとおり、収集の体制であったりとか経費等の課題等が多くございまして、戸別収集の実施については困難であると考えておりますので、この点につきましてはご理解を賜りたいというように考えます。

一方で、戸別収集の拡大、これにつきましては、以前より、馬場議員からも幾度か質問を いただいてございます。今日まで、福祉部で後ろ向きな回答をさせていただいておりました が、収集できるか否か、これにつきましては、環境衛生課で判断すべきであるというように 考えてございます。

議員おっしゃるとおり、住民の方のニーズにお応えすべく、今までどおり高齢者支援についてはもちろんのこと、例えば妊産婦や障害をお持ちの方、これらの方に対しましても、戸別収集の拡大、これについては直ちに福祉部と協議を進め、フローチャートの見直しを行いながら、できましたら次年度から、支援の拡充については図ってまいりたいというように考えております。

- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) ぜひ、この件については、前向きにご検討願いたいと思っております。 ごみ問題、最後ですが、資源ごみの売却の件ですけれども、今、資源ごみの選別業務の委 託契約書によれば、委託内容は、資源ごみを適正に再処理される施設に運搬し、その責任の 下に再処理する作業となっており、販売というか、売ることそのものについては、特に規定 されていないように思うんですが、先ほどの話でしたら、要するに運搬料とかを差し引いて、 これだけになっているということですけれども、それやったら、幾らで売れていて、こうい うことになったとかいう、その中身は分かりますか。
- 〇環境衛生課長(松村豊範) はい。
- 〇議長(杦本光清) 松村環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(松村豊範) 中身につきましては、特に数字自体での部分というのはつかんではおりません。ただ、単価というところで、金額の売却、引渡単価という形で、トータルの状況として把握しているといったところでございます。
- 〇6番(坂本博道) はい。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- **〇6番(坂本博道)** この件については、昨年の決算委員会の後に資料を頂きまして、スチー

ル缶とか、それから、鉄くずはキロ1円、アルミがキロ15円という形で頂いておりました。 これは、周辺のところの自治体の売上げとか、少し聞いてみたときにも、量は違いますけれども、少なくとも100万円以上の単位にはなっております。それで、先ほどの話でしたら、業者のほう、それも含めて任せているということであれば、ただ、この売上げは基本的に、町の収入ということになるという理解でよろしいんですかね。

- 〇環境衛生課長(松村豊範) はい。
- 〇議長(杦本光清) 松村環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(松村豊範) 言わはるとおりで、町の収入という形になるということで大丈夫かと思います。
- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) そういう点でいったら、この分野で、なかなか収益になるということはあまりありませんので、そういう点では、先ほど今、単価のほうというものは、どうやって決まっているのかということについては分かっているわけですか。
- 〇議長(杦本光清) もう少し。
- ○6番(坂本博道) すみません、先ほど言った1円とかいう形で出てきているこの中身は、要するに普通売る場合でしたら、引き取ってもらうところがとか、相場とかで決まると思うんですが、これは1年間固定、要するに、今年もこの単価で、今、ずっと売上げが上がってきているというふうに考えてよろしいんですかね。
- 〇環境衛生課長(松村豊範) 議長。
- ○議長(杦本光清) 松村環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(松村豊範) 単価につきましては、それぞれ単価設定がございますけれども、 やはり年度によって単価が違う場合もございますし、単価自身がずっと一緒という部分もご ざいますので、ちょっと一概に、どの単価の変更というところではないんですけれども、デ ータというか、状況をちょっとお渡ししていると思うんですけれども、アルミ缶については 年度ごとに単価が、ちょっと変わっているとかというような状況でございます。
- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) この件につきましては、ですから、要するに周辺のところとか見ても、 ちょっとあまり桁が違う感じしますので、そういう点では、なぜ、どうなっているか含めて、

もうちょっと確認しながら、ある程度、当然業者との関係でいえば、委託しているものは運搬までとはなっていますけれども、その中で売り上げたやつは、当然、全部頂かんといかんわけですから、そういう点では、実態を改めて確認した上で、改善できるように進めていってほしいなと思います。

次、いかせていただきます。

災害対策について伺います。

先ほどのご答弁あったように、一応、初期の情報伝達というのは、やっぱり非常に大きい課題だというのは間違いないことだと思います。しかし、現在の3つを基本にした、メール、電話、ファクス等を基本にした方法でいくと、先ほどの答弁であれば、登録している方というのが18.5%ということで、世帯で見たらそういうことになっている、よろしいんですかね、そういう状況やということで。

- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- **〇安心安全推進課長(吉川浩行)** 世帯ではなく人数ですね。人数が、現在におきましては、 3,217人となっております。
- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) そういう点では、一昨年の9月にこの件を質問したときは、ちょうど 2,708人余りでしたので、2年間たっても400人ほど増えて、これを多いと見るか、少ないと 見るかあれですが、ただ、今の時点で見ると、いざ何かあったときに、きちっと伝わらない、 3分の1もいかないというふうに見ておくべきではないかと思うんですが、そういう状況に あるということは、そういう認識をするということについては間違いないですか。全部には 伝わらないという状況になっているということ。
- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- **〇議長(杦本光清)** 吉川安心安全推進課長。
- **〇安心安全推進課長(吉川浩行)** 登録者数に関しましては、以前におきまして、3年前に比べて400人程度増えていると。実際、先ほど答弁でもさせていただいたように、いろんな形で登録を呼びかけております。

全ての人に対して行き届いているのかということなんですけれども、こういった情報ツールも併せまして、国も推奨しております、例えば、総務省のほうではLアラートだとか、災

害情報共有システムの普及促進もされております。近時の災害には、テレビや携帯電話だとか、ネットの様々なメディアを通じて、そういう情報提供もされていますので、そういうことも一緒に呼びかけていきたいなと思っております。

- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) この件については、河合町の場合は高齢化率が非常に進んでいます。65歳以上で、ほぼ4割だと思います。そういう点でいうと、先ほど言われたようなITを使うような形のシステムというのは、実質はあまり期待できにくいんじゃないかと。

それと、防災無線のほうは、ほぼ全部伝わっているということでしたけれども、それは多分、定点決めて、天気のいい日で、そういう状況であったら、何とか聞こえているかもしれないけれども、実際上、雨や風のときは実際無理やと思います。そういう点でいったら、やはりそこで伝わらないんだということ、今の現状を踏まえた上で、次の対策をしっかりと今考えないと、さっき言ったように、伝わらんことは分かっているぞと言いながら放っておいたということに、結果的になるのではないかと思いますが、そういう認識はないのかということについて、ちょっと伺いたいと思います。もしあれだったら、森嶋次長ぐらい。

- 〇企画部次長(森嶋雅也) はい。
- 〇議長(杦本光清) 森嶋企画部次長。
- ○企画部次長(森嶋雅也) ただいまの防災行政無線でございますが、我々としては、確かに おっしゃるとおり、音達試験をやっておりますが、雨の状況、風の状況、そういう状況によ っては、聞き取りにくいという場合もあろうかと思っております。そのための受信メールで あり、固定電話であり、ホームページ、そして、電話での聞き直しということも可能となっ ておりますので、情報の発信としては、今の形でいかせていただこうと思っております。

ただ、今、日々技術革新、イノベーションが起こっておりますので、本当に高齢者の方でも使いやすいようなツールがあれば、例えばテレビであったり、ラジオであったり、そういったところに情報発信ができれば、高齢の方であっても、情報に接することができるのではないかなと思っております。

そして、もう一つ重要なことは、情報を積極的に集めていただく姿勢というのが、一つ大切かなと思っております。それと、得た情報を基に行動に移す意識づけ、これが非常に大切かなと思っております。そういったことから、そういう防災教育というところも、積極的に推し進めてまいりたいなと考えております。

- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 今の話聞いていると、何となく自己責任的な、情報は発信している、要は受け取れないほうが、または、そこの教育がまだ行き届いていないみたいな形で聞こえる面があるんですよ。しかし、実際の場合というのは、本当に、高齢者の方含めてですし、先ほど言ったように、そういうことはだんだん難しくなってきている、だから、逆にこういうときこそ、アナログ的な、逆のことも含めたことを考えておくというのは、行政の責任としてあるんじゃないかなと思いますが、そういう認識というのはないですか。
- 〇企画部次長(森嶋雅也) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 森嶋企画部次長。
- **〇企画部次長(森嶋雅也)** 今、坂本議員がおっしゃった、まさにデジタル機器だけに頼るのではなくて、マンパワーというのが非常に大切かなと思っております。

ちょっと私ごとになるんですが、昨夜、私のすぐ家の近くで火災があったんですけれども、 火事だという叫ぶ声がありました。ただ、広域のメールを見ても、自分の家の近所というの は出ているんですけれども、地域も広いし、大丈夫かなと。そこで、まず一つ、正常化のバ イアスというのが働いているんですね。ところが、外へ出てみると、家のすぐ近くで火柱が 上がっている、火の粉が飛んでいる、そういう状況でした。

ですので、人というのはどうしても、正常化のバイアスというのが働いてしまいますので、 それを払拭するためのいろんな防災教育が必要であるということを申し上げておるところで ございます。

- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) ただ、実際の災害が起こった段階でいったら、そういう丁寧な意識ではなくなると思います。それだったら、分かりやすく、より伝わるということをどうしたらいいかということで、そこはやっぱり本当に考えるべきやと思うので、当然予算上の問題もあるんですけれども、どういう方法がいいのか。それも、さっき言ったように、できるところからという点でいうたら、高齢者だったり、要支援の避難のときに援助をする人であったりとか、そういうところを含めてでも、やっぱり、どういう方法がいいのかというのをしっかりと研究して、取り組むということが必要やと思うんです。

この間、なかなかそういうふうに見えないというのがありますが、そういうことも含めて、

検討するという方向に行ってほしいと思うんですが、そこは町長、どうですかね、河合愛AI構想の中の一つとしても。

- 〇町長(清原和人) はい。
- 〇議長(杦本光清) 清原町長。
- ○町長(清原和人) 今議員がおっしゃったように、本当に今、町政を進める中で、やっぱり 安心・安全というのは、すごく大事な部分になってきております。

先ほど担当課から申し上げましたけれども、私も議員時代というか、前も議場でもお話しさせてもらいましたけれども、戸別受信機のそういうことが一度なくなりました。でも、今おっしゃったように、これから地震とか、それから毎年甚大な、そういう台風も含めまして、大雨とかそういうことが、全国で毎年起こっている状況でございます。だから、いろんな面で、ちょっとアンテナを張りまして、これからそういう災害が起こったときに素早く情報を伝達できる、そういうことをしっかり、こちらのほうでも模索させていただきまして、情報はどんどん出していく。

今聞いておりますのは、戸別受信機に関しても、全くしないとかでなくて、総代自治会長会でもいろんな問題をちょっと投げかけて、各地域の代表の方からもご意見を聞きながらというようにしていってはいいかということも、ちょっと今、そういうご意見も伺っている最中やということも聞いておりますので、それもしっかり生かしていけるように、これから考えてというか、取り組んでまいりたいと思います。

- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) この件は、地区防災計画とか、避難の支援とかを含めたことの土台になることでもあります。そういう点では当然、そういうこと進めてもらおう思ったら、どう伝えるかというのがやっぱり鍵ですので、それで、今の答弁でいえば、戸別受信機も一つの選択肢としながらもやけれども、もう少し全体的に、ぜひ検討したいというふうに受け止めたということでよろしいですか、そういう点では。
- 〇企画部次長(森嶋雅也) はい。
- 〇議長(杦本光清) 森嶋企画部次長。
- **〇企画部次長(森嶋雅也)** 当然、情報伝達が重要だという認識は持っております。それを受けて、いかに避難行動要支援者の支援につなげていくか、そういったところが非常に重要だなということは考えております。

- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 次、3点目、国保の件について伺います。

先ほど、県の単位化に向けて、今動きが進んでいるんですけれども、今の状況から見たら、今の到達状況から見て、最終のところへいくと、所得割ではやっぱり2割増し、それから、均等割、平等割の現金部分については6%ぐらい増えるかなと。1人当たりでいくと、一応資料でも、県のやつ、データも出たら、先ほど聞いたのでは1万5,000円ぐらい増えるぐらい、要するに、かなり増えるというふうに思います、2割ぐらいのアップに。そういうほうに進んでいると。

ただ、先ほど、単年度収支で見たら100万円ほど赤と言うていましたけれども、昨年度のところも繰越し入れても、大体似たような状況やと思います。そういう点でいうたら、機械的に上げていくという方向にはなっているので、そこは県に一本化しながら、納付金を納めながらも、ちょっとしっかり、自分たちのところでどうかということも考えることが必要じゃないかと思っているのが一番です。

そういう点で、県が合意したからということで進めていっていいのではないかということについて、奈良モデルという形でいろいろやられていますが、これ一番、実は悪い形で、今表れているんじゃないかなと思っています。特に今回の減免基準など、独自のやつを全部統一して、それを全部条例とか変えろと、こうなっているわけなんですね。そういう点でいくと、その影響は出てくると思います。

今回の減免基準を統一するということについていえば、河合町ではどういう影響が出てくるかというふうに、現時点ではなっていますか。

- 〇福祉部次長(中野雅史) はい。
- 〇議長(杦本光清) 中野福祉部次長。
- ○福祉部次長(中野雅史) 減免基準の統一ということになりまして、河合町のほうでは優位性に動くのかなと考えております。

まず、生活扶助者というのが、今まで減免基準のほうでは、うちのほうは対象となっていなかったんですけれども、国のほうの、そもそもこの減免基準につきましては、奈良県のほうと、そういう市町村の職員が、そういう収納部会というのがありますので、賦課収納部会というところで検討し、それの検討の結果を、市町村に意見聴取した上での決定を進めていっているというのがなっております。その中で、各市町村のばらつきがあるのはやはり統一

して、保険の統一を目指すのであれば、減免基準の統一が必要ではないかというような流れの中で進めていっているところでございます。

その中で、ちょっと戻ってしまうんですけれども、河合町のほうについては、今まで災害につきましても、例えば災害についたら、資産ですね、居住地の財産だけの影響だけを減免というようにしていたんですけれども、新しく、行方不明になって生活困窮になられた世帯とかいうのも含めて、広くできるような形になっているので、河合町としては優位性に動いているのかなと考えております。

- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 確かに、逆に言えば、遅れていた面があったかもしれないので、そういう点はあるかもしれない。ただ、問題なのは、独自のことを考えることができないというふうなことになってしまっているというあたりは、実は今後、大きな問題になってくるんじゃないかと思います。

そういう点では、この奈良モデルという形でやるという中で、特にこのような、例えば独自に考えようということができないような仕組みというのは、何か法的な根拠はあるのかということについて、先ほど聞いたんですが、優位性は。それについは、ちょっと県のほうの関係もありますので、横山参事とか、この奈良モデルのこういう表れ方というのは、法的な、例えばそういうことを聞かなければいけないみたいな、そういう根拠というのはありますかね。

- 〇総務部参事(横山泰典) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 横山総務部参事。
- ○総務部参事(横山泰典) すみません、ちょっと私、県のほうでも、奈良モデルというのは 所管はしておりませんので、また調べさせていただきます。
- ○6番(坂本博道) はい。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- ○6番(坂本博道) 例えば、療養の給付をみんなで賄おうということで、納付金みたいな形で集めてやるというのは、これは今の段階では、ええかなとは思いますが、ただし、それ以上に、目に見える形で、身近なところで、少しでも改善しようというようなことが何も手を出せないというのは、これはちょっとおかしいんじゃないかとは思います。そういう点では、在り方として、それに法的な根拠はないというのは、先ほど次長のほうでもあったと思いま

す、それをやらなければいけないことは。そういう点では、ぜひしっかりと考えて、やっぱり対応してほしいと思います。

そういう点で、子供の均等割の問題につきましては、一番、子供が生まれたら、1人均等割分、2万何ぼかかるという、こういう割りようというのは、やっぱりちょっと何とかせんといかん。

国も今回、子育て支援の一環みたいな形でやることになりました。おととしのとき、これを言うたときは、子育て支援は別の方法でやりますから、これは該当しませんというような答弁を実はされたように思うんですけれども、国はそういう位置づけでやろうとしているので、これはぜひちょっと、先ほどの600万円ぐらいでもできることでもあります。基金は3億円たまっているわけですから、そういう点でも、やっぱり地元で、地域で有効に活用するという意味で、ぜひ検討してと思うんですが、これも含めて、ちょっと町長、どうですか、何度かこの件聞いていますけれども、ぜひ理解はしていただきたいなと思うんですけれども。

- 〇町長(清原和人) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 清原町長。
- ○町長(清原和人) 私も聞いていますのは、奈良県の中でというか、どこでも同じというか、 国保料金で運営していく、参加するというような形で聞いております。

ただ、今議員おっしゃったように、ちょっと統一した中で、論議もこれから、もうちょっとしていく必要があるかなと思うことと、それから、基金につきましても、激減にならないように、ちょっと緩和できるような形で、また町独自とか、何かそういう方法はないかなということは模索できるかなと思いますので、そういう部分では、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

- 〇6番(坂本博道) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 坂本議員。
- 〇6番(坂本博道) ぜひお願いします。

最後に、少人数学級の件について確認しておきます。

全体として、35人学級、独自施策で進めるということになったというのは、非常に一歩踏 み出していると思って、評価したいと思っております。

それで、改めて2点確認したいんですが、一つは、今回の町独自の施策というのは、支援 学級の生徒も含めて、30人超えればクラス増とするものなのか、もしくは指導体制、先ほど、 800万円ほど予算ついているので、それは前進するというふうに考えていいのか、確認したいと思います。

- 〇教育総務課長(中尾勝人) はい。
- 〇議長(杦本光清) 中尾教育総務課長。
- **○教育総務課長(中尾勝人)** まず、今回の35人学級につきましては、特別支援入級者も含めて、35人ということで進めております。

ただしですね、第二小学校の6年生につきましては、特別支援入級者を含めますと、36人というクラスができます。こちらにつきましては、学校のほうと相談させていただきまして、最後6年生が、二十何人クラスが3クラスできるというよりも、今の現状のまま、35人、少し1人超えますけれども、いかせてもらいたいという要望もありましたので、こと1クラスにつきましては、特別支援入級者を含めて36人クラスになるということで、ご理解のほうをいただけたらと思います。

- 〇6番(坂本博道) 議長。
- ○議長(杦本光清) 坂本議員、残り1分です。
- 〇6番(坂本博道) はい。

ですから、支援学級の生徒も入れて考えるというのは、非常に画期的やと思っています。 ただ、それを今度は、これ政策ということになりますので、どう担保するかというか、制度 として分かるものにしていくかということ、大事やと思うんです。そういう点では、条例化 するのか、もしくは何らかの形で文書化するのか含めて、その辺はどういうふうに考えてい るのか。

最後、学級編制の最終責任は教育委員会にあるというふうに標準法でなっていますので、 教育長、そのあたりについてはどういう、この件について今後、担保するというか、継続で きるものにするという点では考えておられるのか、伺いたいと思います。

- 〇教育長(竹林信也) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 竹林教育長。
- ○教育長(竹林信也) 一応、国・県の基準に基づいて実施をしてきておりますけれども、町単独事業として、全ての学年を35人学級にするという考え方をしていますので、担保どうのよりも、その方向で進んでいくということでございます。
- ○議長(杦本光清) これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。 暫時休憩いたします。

再開は14時40分といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長(杦本光清) 再開いたします。

◇ 馬 場 千惠子

- ○議長(杦本光清) 4番目に、馬場千惠子議員、登壇の上、質問願います。
- 〇10番(馬場千惠子) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。

(10番 馬場千惠子 登壇)

○10番(馬場千惠子) 議席番号10番、馬場千惠子、通告書に基づいて質問いたします。

今回は、2点について質問したいと思います。1点目は、特殊詐欺から住民を守るために、 2点目は、豆山の郷の今後についてです。

それでは、1番目から始めます。

広報「かわい」の2月号で、町内で還付金詐欺が昨年11月に2件、被害金額が合計で580 万円という記事がありました。また、王寺町内で「還付金名目の特殊詐欺発生!警戒してく ださい」という回覧板も回ってきました。

2020年の県内の被害件数、被害額が175件、約3億1,070万円となっています。手口としては、キャッシュカード型が最も多かったそうです。独り暮らしの高齢者を狙った詐欺が多数発生し、2月には町職員を名乗った還付金詐欺の電話があったようです。県警のアンケートでも、「まさか自分が」が8割を超えていたとの回答がありました。

そこで、特殊詐欺から高齢者を守る立場でお伺いいたします。

2月の交番だよりで、防犯電話の紹介がありました。各自治体で助成制度を設けていると のことですが、どのようなものでしょうか。また、特殊詐欺に遭わないため、町独自で、ど のような啓発活動、取組がなされていますか。 2番目、豆山の郷の今後についてです。

私は、総合福祉会館豆山の郷運営審議会のメンバーとして参加しています。運営審議会は 令和元年から3回開催され、3階の一般浴室の現状についての報告や、豆山の郷を修繕する に当たっての維持管理費等について審議がなされました。昨年の運営審議会では、令和3年 度中をめどとして休館し、休止を含めた今後の在り方について検討を行いたいというもので、 浴室機能については即時の大規模改修は行わず、廃止するというものです。

豆山の郷が建設された当時は、町のみんなが集まれる場所をつくってはどうかという思いから豆山の郷が建設され、河合町の「いえ」という意味合いがあったようです。休館の理由もいろいろ挙げられていますが、河合愛AI構想の観点から、子育てに重点を置いた活用を考えてはどうでしょうか。

また、豆山の郷は池部駅にも近く、馬見丘陵公園を利用する人が立ち寄れるという環境でもあります。改めて豆山の郷を見てみますと、隣接するアスレチックや、館内でも未使用・ 未活用の部分も多くあり、十分活用できていないのが現状です。豆山の郷、こうすればみんなが集える、利用しやすくなるなどのアイデアを、町民をはじめ利用する人から募るなど、町全体の活性化につながる取組を行ってはどうでしょうか。

以上です。再質問につきましては自席で行います。よろしくお願いします。

- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- ○議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- **〇安心安全推進課長(吉川浩行)** 私のほうからは、特殊詐欺の対策についてということで、 防犯電話についてお答えさせていただきたいと思います。

防犯電話につきましては、令和2年度より、西和7町による西和地区防犯協議会の事業といたしまして、令和2年11月1日から開始いたしました。防犯電話の購入助成事業を実施しましたところ、好評ということもありまして、令和3年2月3日に募集件数の100件に達しましたので、今年度については終了しているところであります。来年度につきましても、実施に向け、今検討しているところです。

そのほかの啓発だとかという対策につきましては、例えば広報紙での消費生活相談コーナーに掲載させていただいたり、また、各大字・自治会などの役員が出席される会議などで注意喚起を行って、住民さんへの啓発だとか対応を依頼しております。また、地域安全推進委員さんによる、郵便局、銀行など金融機関窓口で啓発活動も行っております。

そのほかといたしましては、警察と連携いたしまして、そういう被害等、電話とかかかっ

てきているということであれば、防災行政無線や登録メールで注意喚起を呼びかけていると ころです。

今後におきましても、西和警察署と情報共有を行いながら、注意喚起を行ってまいります。 以上です。

- 〇高齢福祉課長(古谷真孝) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 古谷高齢福祉課長。
- ○高齢福祉課長(古谷真孝) 私のほうからは、豆山の郷の今後についてということで、河合愛AI構想の観点から子育てに重点を置いた活用を考えてみてはどうか。また、館内の未利用の空間の活用や施設利活用のアイデアを町民をはじめとする利用する人から募るなど、町全体の活性化につながる取組を行ってはどうかという質問に対してお答えさせていただきます。

豆山の郷につきましては、かがやきの森こども園と近しい立地にもあり、雨天の際の園児 遠足先、休憩場所として、こども園とコラボした取組を行っており、また今後、子育て支援 事業の拠点としても活用が予定されています。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、集客を行うような大きなイベントは行えていない現状ですが、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えた上で、馬見丘陵公園の利用者を集客するような仕掛けや、館内空きスペースを利用した施設活用などを検討していきたいと考えております。

豆山の郷は、竣工から20年が経過した建築物であり、老人デイサービスセンターなどの建築計画の時点と現在では、求められる機能の変化も予想されます。今後の豆山の郷の活用については、現在求められる機能についての議論を行い、どのような建物用途の追加や変更が必要か、また、その用途変更に要するコストなどの検討を行った上で、今後の方針を決定する必要があると考えております。

既に、豆山カフェを運営しているような自主的なボランティア団体を含め、様々な方から 新たな利活用のアイデアをいただいております。今後、それら非常に前向きなアイデアを運 営協議会などの検討の場で検討を行い、豆山の郷の今後につなげていきたいと考えておりま す。

以上です。

- 〇10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。

- ○10番(馬場千惠子) それでは、詐欺を防ぐにはというところで再質問したいと思います。 防犯電話のことですけれども、目標台数は100台ということですけれども、これは西和7 町で100台ということですか。
- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- **〇安心安全推進課長(吉川浩行)** はい、西和7町で100件ということであります。来年に関しましては、好評だったということもありまして、もうちょっと募集件数を増やしてみたらという検討もされているところであります。
- ○10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) この件数、今年の2月3日に目標に達したということですけれども、 それ以降、申込みがあった件数、断った件数はどれぐらいですか。
- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- ○安心安全推進課長(吉川浩行) それ以降に2人か3人ぐらいは、ちょっとそういう問合せ等あったんですけれども、今年度につきましては終了させていただきますというお答えをさせていただいて、来年度以降については、現在検討しているところということもありますので、広報紙だとかホームページで、またお知らせさせていただきたいという周知をさせていただいているところです。
- ○10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) この助成の金額ですけれども、それぞれ5,000円というふうに聞いているんですけれども、1万円補助しているところもありますし、無制限、台数に制限をつけていないところもあるんですけれども、そういった検討はされているんですか。
- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい、議長。
- **〇議長(杦本光清)** 吉川安心安全推進課長。
- ○安心安全推進課長(吉川浩行) この事業につきましては、西和防犯地区協議会で、そういう事業を11月は取り組んでいるんですけれども、そのほかの、金額が違うというのは、平群町が4月1日から独自でされていたということもありまして、助成金額は違うようになっております。西和地区防犯協議会の事業としましては、5,000円を上限とさせていただいてい

るところであります。

- ○10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) 河合町において、終了後も二、三件の問合せがあったということですけれども、河合町からも実際に、そういった詐欺に遭われた方、被害を受けた方がおられるということですが、追加の分ですね、対象にならなかったというか、補助を受けられなかった方については、町独自での補助というのは考えられなかったんですか。
- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- ○安心安全推進課長(吉川浩行) 今、現状といたしましては、町独自の予算も組んでいませんし、来年度は西和地区防犯協議会でやっていきたいと考えております。それ以降につきましては、町独自で考えることも視野に入れて、やっていきたいと思っております。
- 〇10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- **○10番(馬場千惠子)** 町独自で補助をするということも考えていくということで解釈してよろしいんですか。
- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- ○安心安全推進課長(吉川浩行) 来年度も引き続き、西和地区防犯協議会で防犯電話の助成をするということを聞いておりますので、令和4年度に関しましても、例えば西和地区防犯協議会で事業が打切りということであれば、町独自でも考えていきたいと思っております。
- 〇10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場干惠子) 私は、西和の防犯のところでも、そういう独自の取組も必要ですけれども、町としても、5,000円ぐらいの補助ですし、1万5,000円、2万円までの補助となると思いますので、それぐらいの補助は、町民を詐欺から守る、大切な財産を守るという意味でも、独自の補正という形でもすべきではなかったのかと思いますが、河合町として、町長にちょっとお伺いしたいんですけれども、それぐらいの補助は、出す余裕すらないということではないでしょうね、どうですか。
- 〇町長(清原和人) はい、議長。

- 〇議長(杦本光清) 清原町長。
- **〇町長(清原和人)** そういうことではなく、今課長が申し上げましたように、今後、検討課題としては入れていきたいと思っております。
- ○10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) それでは、そういった防犯電話について、件数も台数も増やしてもらうという検討を進めながら、また、1万円を補助しているところもあるということですので、補助金も含めて、最大補助していくということも検討してもらうということで進めてもらいたいと思います。

ところが、このような防犯電話の補助があるということを知らない住民の方がたくさんお られるんですね。それについてのお知らせというのは、どのようにされていますか。

- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- ○安心安全推進課長(吉川浩行) 周知につきましては、広報紙だとかホームページ等で案内はさせていただきました。そのほかにつきましても、総代、自治会町会で案内させていただいたり、そのほかの、例えば民生児童委員会のときだとか、あとは、ほかの事業についても、そのときでも、いろいろ周知はさせていただいていたところです。
- 〇10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) ありがとうございます。

河合町のホームページで、防犯教室を開催しているというふうにありましたけれども、河合町においても、老人クラブとか自治会等で開催しているというふうに書かれていました。 どれぐらいの回数というか、どこでどれぐらいされたのかということも、ちょっと教えていただきたいと思います。

- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- **〇議長(杦本光清)** 吉川安心安全推進課長。
- ○安心安全推進課長(吉川浩行) すみません、今ちょっと手元に資料がないんですけれども、 令和2年度に関しましては、コロナという影響もありまして、事業はそんなに開催していな いところであります。

実際、老人会だとか自治会からも依頼を受けて、昨年度に関しては実施させていただいて

います。件数に関しては、今ちょっと手元に資料がないので、分からないところであります。

- ○10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場干惠子) この防災教室につきましても、大人数でする必要は何もないんですね。本当に向き合って、丁寧に、こういったこともありますということで説明されたほうが、より効果的、回数を増やしてもらってするほうが効果的かと思いますので、コロナ禍の中でも、そういう教室、詐欺から住民を守るという立場で、そういったことも進めてもらいたいというふうに思います。

ただ、さっきの防犯電話についても、防犯教室についても、あまり住民が知り得ない。そんな教室しているのか、それぞれのサークルやグループでも来てもらえるよというようなことも書かれていましたけれども、そういったことも含めて、周知していただけたらというふうに思います。

それと、今すごい、詐欺の手口が巧妙になっています。振り込め詐欺でもいろんな種類があって、6種類ほど挙げられているんですけれども、還付金詐欺、先ほども言いましたけれども、そういったこととか、架空請求の詐欺とか、いろいろあるわけですけれども、また手口としても、今最も多いのが、キャッシュカードの手渡し型というのが最も多いようなんですけれども、これは令和2年10月の件数なんですけれども、146件中、キャッシュカードを取られた手口が7割を超えているということです。その金額が、105件で1億5,000万円ということなんですけれども、そういったことも、どういった、キャッシュカード型の手口を具体的に知らなくて、自分がだまされたことすら分かっていないという方がほとんどだと思うんですけれども、先ほど、午前中の質問の回答でもありましたけれども、広報の中で「手話の部屋」というコーナーが設けられているということで、これも毎月、手話を紹介していくということですけれども、この詐欺の手口とか、こういった中身であるということも、毎月繰り返し住民の方に知らせて、こういったことが手口になっているのか、こういったことがそうなのかというようなことが具体的に分かるような、そういった啓発活動も進めてもらいたいと思うんですけれども、それについてはどうでしょうか。

- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- ○安心安全推進課長(吉川浩行) 今、議員おっしゃっていただいたように、河合町で去年2 件被害があったのも、役場職員を名乗って、還付金があります、どこの口座を使っています

かといった不審な電話がかかってくる。その後に、金融機関職員等を装った犯人が家までキャッシュカードを取りに来る、または被害者にATMへ行くように指示して、お金を振り込ませる手口といった被害に遭われております。

今おっしゃっていただいたように、広報の周知だとか、こういった周知も、お言葉をいただいたので、積極的に広報紙に掲載させていただいたり、いろんな場面でも警察と連携して、警察のほうでも、こういった振り込め詐欺の「やまとの安全」という新聞も出ていますので、そういったことも周知させていただいて、啓発に努めてまいります。

- ○10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) ぜひ、そういったこともお願いしたいところですけれども、「やまとの安全」の中で具体的な例がかなり出ていて、まさか自分が引っかかるとは思わなかった、だまされるとは思わなかったというのが、だまされた方の8割がそんなふうにおっしゃっているということです。そういう意味でも、本当に、こういった手口なんだということを具体的に示して知らせていくということが、情報を提供していくということが大切なことかなと思います。

例えば「やまとの安全」ですとか、その中では、4こま漫画の中で描かれているというのがあったりするんですけれども、そういうのをシリーズで載せていくとかということも含めて、具体的に示していただく。読むだけだったら、なかなか理解しにくいというところもありますので、そういう分かりやすい形で啓発していただけたらと思います。

それと併せまして、詐欺に遭われた方の救済法というのがあるんですけれども、ご存じで しょうか。

- 〇安心安全推進課長(吉川浩行) はい。
- 〇議長(杦本光清) 吉川安心安全推進課長。
- **〇安心安全推進課長(吉川浩行)** 広報・啓発につきましては、こういった漫画のようなもの を取り入れて啓発していきたいと思います。

また、救済については、ちょっとすみません、僕がまだ勉強不足ということもありまして、 ちょっと存じていないところであります。

- 〇10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- **〇10番(馬場千惠子)** 振り込め詐欺の救済法というのが、平成24年6月21日に施行されて

いるんですけれども、こういった救済法があるということも、ぜひ遭われた方に紹介していただきたいと思います。この中身については十分学習していただいて、住民の安全、被害に遭われた方も含めて救済していくということで進めてもらいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

- 〇企画部次長(森嶋雅也) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 森嶋企画部次長。
- **○企画部次長(森嶋雅也)** ただいまの被害者の救済の件につきましては、警察としっかりと 連携を取りながら進めてまいりたいと思います。
- ○10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) この救済法についても、対応を早くして、申請しないともらえないということですので、その辺を敏速にしていただけたらと思います。

続きまして、豆山の郷について再質問したいと思います。

私は、豆山の郷について、提言も出されていますけれども、本当に豆山の郷が設立された当時、良い建物だなということで、地域の方からも、住民の方からも喜ばれていたかと思います。ところが、老朽化も進んで、お風呂も使えなくなったし、空調も悪くなったとか、いろいろありますけれども、今回の予算の案の中でも、町民プールを閉鎖するということで書かれていましたけれども、本当に子供の笑顔が一つ消えたかなという悲しい思いをしたんですけれども、豆山の郷に隣接したところにアスレチックがあるというのを知らない住民の方がいっぱいいてて、この間、地域の子供と、アスレチックがあるねんでと言ったら、目を輝かせて、どこにあるの、どこにあるのと聞かれたんですよ。

やっぱり子供たちが楽しめるところ、豆山の郷をそういう場として、再編て変な言い方ですけれども、生かしていくということも考えていただけたらと思って、いろいろと提案したいところもあるんですけれども、町長はどんなふうにお考えでしょうか。

- 〇町長(清原和人) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 清原町長。
- ○町長(清原和人) 今、議員、質問事項でいろいろ書いていただいたように、本当に今、子育てというか、子育ちのためにいろいろ活用できるんじゃないかなというご意見いただいて、本当にこれから、いろいろプラス面で考えていく内容かなと思っております。

ただし、先ほど議員もおっしゃったように、今日朝も出ていましたけれども、行財政の改

革検討会議とか、そういう中でも、実は総合福祉会館豆山の郷のことは提案されていまして、 逆な意味でというか、今、財政もちょっと厳しいということで、そういうところから考えて いったらというような、内容については今言いませんけれども、そういうご議論もちょっと 出ております。だから、そういう面、ちょっとしっかり、いろんなことで議論をやっぱり深 めていって、どういう形が一番いいのかということを、やっぱり今後の方針としても、しっ かり検討していきたいと思っております。

いろんなご意見が飛び交っているのは分かっているんですけれども、何をどういうふうに して、この施設を生かしていくとか、それから、この施設をどういうふうに活用するとか、 そういう一面もありますし、また、極論でいけば、全館閉館、休館というか、そういうご意 向も一方ではありますので、しっかり検討しながらというか、どのようにしていったらいい かということを考えてまいりたいと思います。

- 〇10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- ○10番(馬場千惠子) 提言の中では、3行、4行ぐらいの中で、そんなふうなことも書かれていて、内容を十分聞いてみないと分からない部分もあるんですけれども、本当に活用しないともったいない、住民に喜んで使ってもらわないと、もったいないというような施設だと思っています。

お風呂を直すとなったら、何億円というお金もかかるし、お金をかけずに、さほどのお金をかけずに豆山の郷を活用して、子供たちにも住民にも喜んでもらえるような、河合の「いえ」としての再活用をぜひ進めてもらいたいと思っているんですけれども、アスレチックの活用という面では、職員の方が周りの木を切ったり、草を刈ったりしながらも、少しずつ整備というか、してもらっているというところもあります。ここも、あまりお金もかけずに、周りの木をちょっと伐採して、馬見丘陵公園から見えるようにすると、また活用の場も広がってくるし、また、親子でアスレチックに来たときに、軽食コーナーとかを設けて、一日楽しんでもらうというような、ここは部分化しというのもあり得るかもしれないんですけれども、そういうこともしていく。

そして、子供図書館ですね。今、唯一、空調がちゃんと動いているという3階のお風呂の 湯上がり室というか、そこの部屋で子供の図書室を開いてはどうか。これについても、費用 がさほどかからないというところだと思います。

それで、もう一つは、2階にテラスがあるんですけれども、このテラスに、私も去年です

けれども、初めて気がついたのが、ブルーベリーが植わっているというのを初めて知ったんです。ああ、こんなところにこんなブルーベリーがあるのやと、そこからの景色もなかなかいいやないかというような感じを受けたんですけれども、このブルーベリー摘みも、こども園の方に喜んでもらえたということもあって、そういった隠れている財産、活用できるところがいっぱいあると思うんですよ。そういうところをどんどん掘り起こしてもらってしていく。

何かよく分かりませんでしたけれども、豆山の郷のところに月見台というのがあるらしく て、ここから月見できるのかというふうに思ったんですけれども、そんな小さな空間じゃな くて、2階のテラスを使うと、観月会もできるのかなというふうに思います。

本当に、お金をかけないとできないというような事業じゃなくて、皆さんの地域の方の協力と、少し手をかけていただいたら活用できるところがいっぱいあって、提言でも言われていますけれども、貸したり売ったりというのはもったいないかなというふうに思います。

その辺の検討・審議を進めてもらいたいと思うんですけれども、先ほど町長のほうからも、 そういったことも検討していきたいというようなお言葉をいただきましたけれども、豆山の 郷、河合の「いえ」を町民のために使っていただくということで、私も審議会に入っていま すけれども、その審議会の中で、こういったことも話し合うような場を設けていただくか、 新たに活性化を進める会のようなものをつくっていただくかということで、進めるというよ うなことはできないのでしょうか。

- 〇副町長(田中敏彦) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 田中副町長。
- ○副町長(田中敏彦) 馬場議員も審議会のメンバーでいらっしゃいます。今後は、今のを改修すると、どれぐらい費用かかるかとか、それから、空調関係も若干へたりかけていまして、その辺の今精査をしています。その後、今ご提案いただいたようなこと、そういうようなことを、この審議会の場で皆さんに議論をしていただくような機会を設けたいと思っております。今、いろんな楽しいアイデアをいただきましたので、その際に委員としても、そういう貴重なご提案をいただければいいかなと思います。
- 〇10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- **〇10番(馬場千惠子)** 今、審議会のほうでは、そういった審議をするというところまではいっていなくて、今後の課題だと思うんですけれども、皆さんの知恵を出し合ってしていき

たいと思いますが、豆山の郷、まだまだ使えるところがあって、皆さん、細かくずっと、見学に行かれたらどうかなと思うぐらいなんですけれども、お金をかけないとできないところ、お金をかけなくてもできるところというのをちょっと見極めて、進めてもらえたらと思います。

審議会のほうでは、そういった審議をする場を設けていただけるということでよろしいで すか。

- 〇高齢福祉課長(古谷真孝) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 古谷高齢福祉課長。
- **〇高齢福祉課長(古谷真孝)** 審議会は豆山の郷の審議会ですので、それも含めて議論する場と認識しております。
- ○10番(馬場千惠子) はい。
- ○議長(杦本光清) 馬場議員、残り1分です。
- ○10番(馬場千惠子) それと併せて、豆山の活用ということで、住民の皆さんの声とか利用者さんの声とかも含めて、聞ける機会も設けてもらいたいと思いますが、そういった点についてはどうでしょうか。
- 〇高齢福祉課長(古谷真孝) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 古谷高齢福祉課長。
- **〇高齢福祉課長(古谷真孝)** 用途変更に関しましては、関係法の整備ですとか利用のニーズ とかを調べた上で進める必要がございますので、それをもって、ご意見として討論するべき と考えております。
- 〇10番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(杦本光清) 馬場議員。
- **〇10番(馬場千惠子)** それでは、豆山の郷の活用ということで、前向きに検討していただくということで、よろしくお願いしたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長(杦本光清) これにて馬場千惠子議員の質問を終結いたします。

## ◇ 佐藤利治

- ○議長(杦本光清) 5番目に、佐藤利治議員、登壇の上、質問願います。
- ○4番(佐藤利治) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。

(4番 佐藤利治 登壇)

**〇4番(佐藤利治)** すみません、マスク外させてもらいます。

議席番号4番、佐藤利治、通告に従いまして一般質問させていただきます。

奈良県下におきまして、3,372人のコロナ感染者の発生、うち河合町で39名が、また3,267 人の治癒された方、また、後遺症と今なお闘っている方々へ、心よりお見舞い申し上げます。 初めに、固定資産税の申告状況について。

固定資産税償却資産の申告が1月に行われましたが、前年度比でどのぐらい増えましたか。 また、現状をどう捉えて、納税率、徴収を上げていくのか。また、コロナ禍で納税猶予軽減 措置が行われていますが、申請受理数はどのぐらいか。また、この制度を納税者の皆様へ、 どのような形でお知らせしていますか。

入札制度、物品納入について、全ての入札制度についてお伺いします。

コロナ禍での事業継続に多くの方が苦しんでいます。町在住事業者を守り育てるために、 納税していただいている事業者への対策をどのように考え、進めているのか。

物品納入について、奈良県は障害をお持ちの方の雇用環境の改善に向け、障害者優先調達 推進法に基づき、障害者就労施設などが作る物品などを優先的に調達すると述べていますが、 河合町での取組はどのように進めていますか。

最後に、スクールロイヤー制度導入設置について。

令和2年6月議会に上程・可決されましたスクールロイヤー制度導入設置について、どのような考えで準備し、いつ頃から進めていくのか。

以上、大きく3点、通告書に記載どおり、担当部長よりご答弁よろしくお願いいたします。 再質問については自席にて行います。

- 〇総務部長(澤井昭仁) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 澤井総務部長。
- ○総務部長(澤井昭仁) ただいまの質問につきましては、まず担当課長から説明をさせていただきます。
- 〇税務課長(新井俊洋) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 新井税務課長。

○税務課長(新井俊洋) 私のほうからは、償却資産の申告状況についてということと、コロナ禍での納税の軽減措置についてという2点についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の償却資産の申告でございますが、令和2年度の当初に固定資産税の課税を 行った償却資産の件数というのは309件であったのに対しまして、現在、令和3年度の申告 書の提出があった件数は537件、対前年度比で228件の増加となっております。

なお、提出が、現在遅れているものが48件ございます。この事業所に対しましては、現在、 事業所へ連絡し、提出を促しているところでございます。この分を合わせました最終の申告 件数は585件、対前年度比で276件の増加になる見込みでございます。

それと、償却資産における今後の未申告調査の取組としましては、令和2年度におきまして、ほとんど全ての業種を対象として通知を行いましたが、いまだ未申告の事業所に対しては調査を行うとともに、既に提出されている事業所につきましても、その申告内容の精査などを行い、適正な課税に努め、税収の確保を図っていきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度の固定資産税の軽減措置でございますが、受理件数は33件となっております。この軽減措置の周知につきましては、広報「かわい」に2回掲載、また、河合町ホームページへの掲載並びに償却資産の申告を促す文書を送付する際にお知らせを同封し、周知を図っております。

以上でございます。

- 〇総務課長(小野雄一郎) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 小野総務課長。
- ○総務課長(小野雄一郎) それでは、私からは、2番目のご質問、入札制度、物品納入に関するご質問のうち、入札制度に関しましてお答えいたします。

入札の執行に関しましては、建設工事請負業者選定審査会、こちらに諮りまして指名業者等を決定しており、その際には、町内業者を優先して指名しているところでございます。しかし、町が発注する以上、一定の競争原理を働かせ、調達価格の適正性を確保するという観点も必要であり、本町のような町域の狭い自治体では、事業者の数、規模が限られておりまして、建設工事の技術的難易度や調達物品の特殊性などの問題から、指名対象となる業者数が不足する場合も多く、その場合には、近隣事業者、県内事業者と対象を広げ、指名業者を決定しているところでございます。

今後も、適正な競争原理の下で公正性等を確保した上で、町内業者を優先とした発注を積極的に進めることにより、コロナ禍における町内経済の活性化及び町内業者の育成を図って

まいりたいと考えております。

以上です。

- 〇社会福祉課長(浦 達三) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 浦社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(浦 達三) 私のほうからは、障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設などが作る物品などを優先的に調達する、河合町がどのように進めていますかとのご質問に対して回答させていただきます。

障害者優先調達法では、我々地方公共団体にも障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務があることを定められており、奈良県をはじめ、多くの自治体で今、同法に基づく調達が実施されているところでございます。

障害者優先調達法についての河合町の取組ということなんですが、現時点では、購入できるような授産品等が河合町の事業所にはないため、購入には至っておりません。近隣町も同様に、町内事業者に限って対応されております。

障害のある人が自立した生活を送るために、障害者雇用を支え、障害者が就労する施設等の仕事を確保するために必要な支援施策だと考えております。今後は、障害者就労施設から調達できそうな物品等がありましたら、物品等の一覧を作成し、庁舎内でも制度利用の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇教育部長(上村欣也) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 上村教育部長。
- ○教育部長(上村欣也) スクールロイヤー制度導入設置につきましては、担当課長のほうより説明させていただきます。
- 〇教育総務課長(中尾勝人) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 中尾教育総務課長。
- ○教育総務課長(中尾勝人) 私のほうから、スクールロイヤー制度導入設置について答弁させていただきます。

教師、学校の抱える問題に対し、外部からの支援として、スクールロイヤーの配置についてでございますが、学校では、いじめをはじめ、生徒指導に係る問題、地域・保護者からの相談や要望への対応などを行っております。その中で、過度な要求など学校で解決できない課題に対しては、教育委員会として、問題解決対策を速やかに発動できるように体制を整え

ているところでございます。

この体制につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置、必要に応じてケース会議、要保護対策協議会等でアドバイスを活用するなどして、情報の共有を図りながら、学校支援に努めているところでございます。

スクールロイヤーの配置ですが、県内の状況から、各自治体ごとに顧問弁護士がおり、そこへ教育委員会からの相談対応を行っているところがほとんどでございます。今後は、町が導入予定のリーガルサポーターズ制度として配置予定である弁護士に相談をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(杦本光清) 先に確認させていただきます。

上村教育部長、先ほどスクールロイヤー制度の答弁、最初の答弁は、担当課長に答えてい ただくということでよろしかったですか。

(「はい」と言う者あり)

- 〇議長(杦本光清) そういうことでよろしいですね。いずれはという部分がありますね。(「いずれは、はい」と言う者あり)
- ○4番(佐藤利治) 議長、すみません。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤利治) 教育部長のほうの件については、教育長のほうから、ちょっと体調の件で、今日は座っておられますけれども、やはりこの間、手術を受けたばかりなので、担当課長から今日はお話しさせてもらいますので、申し訳ございませんということで、教育長のほうから事前に伺っております。
- 〇議長(杦本光清) 分かりました。
- ○4番(佐藤利治) はい。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- **〇4番(佐藤利治)** まず、固定資産税、償却資産の件から、ちょっとお話進めたいと思います。

これは、今、先ほど広報「かわい」、ホームページ等で話しされているとおっしゃられていたんですけれども、商工会のほうにはポスターを貼りに行ったりとか、何かそういうふうな、商工会のメンバーの方に通知はされているんですかね。

〇税務課長(新井俊洋) はい、議長。

- 〇議長(杦本光清) 新井税務課長。
- ○税務課長(新井俊洋) 商工会のほうに対して、ポスターをお願いしたということはございません。
- 〇4番(佐藤利治) はい。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤利治) 必要じゃないからやっていないんですか。やっぱりやったらいいと思うんであれば、ちょっと、また追いかけてでも。それと、期日がありますけれども、これは、河合町としてはどこまで、今言うてきたら時間でアウトなんですかね。その辺のことをちょっと教えていただけますか。
- 〇税務課長(新井俊洋) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 新井税務課長。
- ○税務課長(新井俊洋) この軽減措置の申告期日というのは1月末までとなっておりますが、 コロナウイルスの影響によりまして、申告ができない事情があると認められる場合には、そ の期日を過ぎても申告ができるということになってございます。
- ○4番(佐藤利治) はい。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- 〇4番(佐藤利治) 分かりました。

ちょっと方向を変えたいと思うんですけれども、やはりかなり、309件が585件と増えているんですけれども、相手がいてのことですけれども、具体的な、やっぱり目標値とかいうのは上げてはないんですか。

- 〇税務課長(新井俊洋) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 新井税務課長。
- ○税務課長(新井俊洋) 令和2年度の当初予算を作成した時点で、約2,000万円以上の予算を増額として組んだわけでございます。それとは別に、具体的な目標というのは、私自身の中で、課員に対して伝えるという意味ではございますけれども、正式な形では、そういったものはございません。
- 〇4番(佐藤利治) はい。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤利治) 昨年は、償却資産の個別外部監査に予算を組み、行いましたが、報告書の中で、第6章の河合町が改善すべき点を大きく4点、監査委員から指摘を受けていました

が、どのような視点に立って進めていますか。一部抜粋ですけれども、一定の年数に限って 担当職員を増やす、また、専属のプロジェクトチームを設けるべきであると記されていまし た。4月から予定のリーガルサポーターズの弁護士先生にも、プロジェクトチームのことを ご相談されたらと思いますが、どう考えられますか。

- 〇総務課長(小野雄一郎) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 小野総務課長。
- ○総務課長(小野雄一郎) まず、個別外部監査の報告を受け、令和2年4月1日で税務課の 人員を増員するとともに、税務改革プロジェクトチームというのを、これを立ち上げており ます。

さらに、次の令和3年4月1日の、リーガルサポーターズの先生に参加していただけたら というご質問ですが、現在、推薦の弁護士というのがおられまして、そういった方と、職務 内容について詰めている段階でございまして、答弁はちょっと差し控えさせていただきます。

- ○4番(佐藤利治) はい。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- 〇4番(佐藤利治) 分かりました。

お金を使って外部監査も行いました。学んだんだから、住民の皆さんがびっくりするよう な成果の報告を期待しています。

次に移ります。

入札制度、物品納入、地元企業を育てるということで、公平性ということも含んで、非常に町としても苦しい立場だと思いますけれども、やはり私が思うのは、何とは言いませんけれども、入札の中には、やっぱり地元業者が入れていない。でも、他町からの業者が入っている。

やはり私が思うのは、地元の納税されている、本当にコロナ禍で困っている業者を守るためには、どうすることがいいのかということを考えるべきじゃないかなと思います。その辺、いかがでしょうか。

- 〇総務課長(小野雄一郎) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 小野総務課長。
- ○総務課長(小野雄一郎) 建設工事請負業者選定審査会の指名の決定に関する内容というのは、その要領上、公にしないということがまず確認されておりますので、あくまで一般的な答弁になるんですけれども、町内業者の定義といたしまして、法人の場合は、町内に本社が

あり営業している業者、そして、個人の場合は、代表者が町内に居住している業者ということで、町内業者の指名とさせていただいております。

- 〇4番(佐藤利治) はい。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- 〇4番(佐藤利治) 分かりました。

もう一度、その辺、細かく確認なんですけれども、例えば他町に事業所があって、指名願が河合町に出ている。そのときに、オーナーさん、代表取締役の方が河合町に住んでいたら、 事業所としての納税の事実がなくても入れるという解釈でよろしいですね、その辺は。

- 〇総務課長(小野雄一郎) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 小野総務課長。
- ○総務課長(小野雄一郎) すみません、法人の業者ということでよろしいんでしょうか。
- 〇4番(佐藤利治) はい。
- ○総務課長(小野雄一郎) 法人の場合は、町内に本社があり、営業している業者であり、その代表者の居住地については特に定めはございません。
- ○4番(佐藤利治) はい。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- 〇4番(佐藤利治) 分かりました。

ただ一つ、近々にやられた工事でも見受けられたんですけれども、地元企業を育てるという意味では、大規模な工事については、もちろん仕事ができる、できないで、大手ゼネコンに一括で出すという方法は、管理する町としても、確かに楽で安心でというのは分かります。ただ、そういう形で一括で出すのではなく、地元業者が必ず入る条件をつけた共同企業体(JV)を組ますなど、また、その仕事をどないかして地元業者に分けてでもやってもらうことができないのかということを、やっぱり地元業者を育て守るためには必要になってくると思うので、その辺はどう考えてやっていくのか教えてください。

それと、近隣では三郷町でも、他町でもやられているのか分からないですけれども、この間聞きに行ったのは三郷町だけなんですけれども、総合評価型の入札時に、地元業者については、地元の納税業者ですね、についてはプラスの点数が加算されていると。例えばの例でしたら、満点が11点であれば、1点がそこに初めからつくというような形で、地元の業者を育成、取っていただいて、仕事をすることによって育てていくと。そういうふうなことをやられているんですけれども、河合町ももちろんやられているんですね。その辺、教えてくだ

さい。

- 〇総務課長(小野雄一郎) はい、議長。
- 〇議長(杦本光清) 小野総務課長。
- ○総務課長(小野雄一郎) まず、1問目にご質問いただいています、地元業者になるべく受注できるように、分割してでも発注したらどうかというご質問ですが、確かに冒頭申し上げましたとおり、私どもは町内業者を優先して指名していると。ただし、建設工事の技術的難易度、例えば、この前竣工いたしました中山田池の給水タンクの除却とか、ああいった特殊な工法、特殊な重機など使うような、ああいったものについては、やはり、どうしても町外の業者さんに頼らないといけないのかなと考えておるところでございます。

次に、総合評価方式の入札に関しましては、河合町で直近で執行された例が、認定こども 園の実施設計業務だったと記憶しております。その際にどういった条件だったかというのは、 詳しくは、ちょっと今手元にないんですけれども、地元であることで加点されるような要素 はあったかと思います。

- 〇4番(佐藤利治) はい。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- 〇4番(佐藤利治) 分かりました。

物品納入についてお伺いします。

県は、昨年10月に開催されました奈良県優先調達推進会議が行われていますけれども、その中で市町村に対しても、施設から調達が可能な物品、具体例や調達方法を明示するなどしたということで県は言っていますけれども、その辺の資料は、うちはもちろんつかんでもらっていますね。

- 〇社会福祉課長(浦 達三) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 浦社会福祉課長。
- **〇社会福祉課長(浦 達三)** はい、情報をつかんでおります。
- ○4番(佐藤利治) はい。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- 〇4番(佐藤利治) 分かりました。

近隣では、大和高田市が力を入れて進めています。奈良県におきましても、少し前の資料ですけれども、2017年に2,300万円、2019年には3,000万円、そこまで増加しています。一度、お時間許せば、お話を聞きに行くことを勧めたいと思います。

続きまして、次は、スクールロイヤー制度についてお伺いしたいと思います。

先ほど答弁いただいた中で、4月から採用される予定の、リーガルサポーターズで来られる弁護士先生に相談するということを答弁聞いておるので、私もそれが一番いいんじゃないかなと思っていますので、その辺については何も意見ございません。

ここでちょっとだけ、どういうことか、カタカナばかりでちょっと分かりにくいと思いま すので、ちょっとだけ傍聴の方にもお話ししたいと思います。

スクールロイヤーとは、学校で発生する様々な問題について、子供の利益を念頭に置き、 法律の見地から学校に助言する弁護士のことです。現在、コロナ禍での日常生活に関する問題が複雑に絡み合い、学校外に原因があるケースも少なくありません。今までグレーですっきりしなかったことが、法律の見地から解決に道が開けるほか、教員の負担軽減、働き方改革につながると考えられますということです。

この中で、2019年には萩生田文部科学大臣のほうから、全国で300名、北葛で1名か奈良で2名か分かりませんけれども、そういう数になりますけれども、これはあくまで2019年9月、コロナ前の話なので、だから、この辺はちょっと止まっていると思います、国の動きというのは。だから、そういうふうにやっていただいたら。

あと、近隣では、先進事例としては、高田市の教育委員会が1人の弁護士を雇っています。 これはちょっとお金が、年間60万円ぐらいかかっていると聞きましたので、これはちょっと お勧めできませんけれども、あと、教員の件について、スクールロイヤーがいかに大事であ るかということを、ちょっとだけお話ししたいと思います。

先ほどから出ている40年ぶりの、小学2年生から、うちは全てやるとおっしゃっていましたけれども、教育長のほうでも。35人学級というのが、40年ぶりの国を挙げての改革になります。この中で、やはり教職員を確保、教職員を守るという意味でも、ある意味ではスクールロイヤーが必要やと私は考えております。

実際にデータで出ていることなんですけれども、諸外国であっても、経済協力開発機構でも、発表されている2018年の発表の中には、諸外国では一番、教員の仕事で多いのは事務的なことですが、2番目に問題になっているのは、保護者の懸念に対処とあります。諸外国ではその率は32%、日本の小学校では47.6%、中学校では43.5%になっています。このことを見ても、また、近年の教職員採用試験の倍率が全国的に低下しているのはなぜかということを考えても、絶対に必要なものだと思います。

あと一つ、夢のような話でございますけれども、新聞の記事ですが、「AIがいじめを予

測。令和2年10月30日、さいたま市などが導入を検討」というような新聞が先日ありましたけれども、夢のようなお話ですが、河合町の財政ではできないと思いますけれども、しかし、できることからやるとのことですから、リーガルサポーターズで採用する弁護士に兼務してもらうことはできると思います、私も。

ただ、弁護士の先生がどう言わはるか分かりませんけれども、これは、やはり今、子供たちが大変な中で、コロナ禍で、その中で、やはり絶対にやらないといけないことだと私は思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

あと、もしリーガルのときに駄目であっても、またその弁護士から、その先ですね、奈良 弁護士会に当たるとか、その辺はどう考えてはりますかね。

- 〇教育総務課長(中尾勝人) 議長。
- 〇議長(杦本光清) 中尾教育総務課長。
- ○教育総務課長(中尾勝人) ただいま佐藤議員おっしゃっていただいたことにつきましては、 本当にそのとおりだということで、教育委員会も同じ認識をさせていただいております。

県の弁護士会への相談等々、奈良県のほうも顧問弁護士、また、先ほど言っていただきました高田市を含め、大きな市につきましては、各市により顧問弁護士、また、教育委員会としても、顧問弁護士という形で設けているところもございます。いろんなことを背景に相談させていただきながら、今後、リーガルサポーターズ制度にちょっと合わないということもありましたら、また違う形での弁護士の対応ということで検討していきたいというふうに思います。以上でございます。

- ○4番(佐藤利治) 分かりました。すみません。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤利治) すみません、分かりました。

もし駄目な場合でも、今、やはりコロナ禍で、小学校の生徒でいえば、給食時の黙食、声を出さないスポーツ、行事や修学旅行の縮小、先生や友達にも会えないことをはじめ、家庭でも、いろんな問題が起こっている子供もたくさんおられると思います。やはりここは、何か問題があってから動くのではなく、もし、リーガルの先生に相談されるということですけれども、駄目な場合でも、できれば奈良弁護士会なり行政連携センターに相談されて、進めていけるという形のものを今年取っていただきたいなと。具体的に、どのぐらいからやっていただけるという形のもので考えておったらよろしいですかね。

〇教育部長(上村欣也) 議長。

- 〇議長(杦本光清) 上村教育部長。
- ○教育部長(上村欣也) 議員、私のことで心配していただいておるようでございますけれど も、この件につきまして、簡単に一言だけ話しさせていただきます。

具体的にいつからということよりも、まずリーガルサポーターズの弁護士の先生と1回相談させていただいて、それで今度、それよりまず学校の現状ですね。先生のスクールロイヤーの理解度、そういうことも、またいろいろと話をしながら、また弁護士先生のほうも学校の現場のことも理解していただき、そこから話を進めていきたいと思いますので、前向きに検討させていただきますので、ご理解のほう、よろしくお願いします。

- ○4番(佐藤利治) はい。
- 〇議長(杦本光清) 佐藤議員。
- 〇4番(佐藤利治) 分かりました。

しつこいようで申し訳ございませんが、もし今年できないとか、国や県の動きを見てから という結論に至るようなことがもしあるんであれば、もうすぐ住民の要望を聞いて、議員発 議をして、議会などでの段階を踏んで可決したことというのが、やっぱり可決されても前へ 進まないという形というのは残したくないので、何とか今年、何か進歩があるような形のこ とを期待したいと思います。

それでは、私の質問を以上で終わります。

○議長(杦本光清) これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

## ◎散会の宣告

○議長(杦本光清) お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杦本光清) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杦 本 光 清

署 名 議 員 馬 場 千惠子

署名議員 岡田 康則